

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第五十二号

昭和三十一年五月二十六日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

大坪 保雄君 加藤 精三君

飯谷 忠男君 吉川 久衛君

小枝 一雄君 笹山 茂太郎君

寺島 隆太郎君 内藤 隆君

野原 正勝君 八田 貞義君

藤田 義光君 細田 吉藏君

三田 村武夫君 亘 四郎君

角屋 堅次郎君 栗林 三郎君

中澤 茂一君 永井 勝次郎君

橋崎 弥之助君 西村 関一君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稔人君 中村 時雄君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

公正取引委員会 渡邊 喜久造君

委員長 農林政務次官 丹羽 兵助君

農林政務次官 松野 孝一君

農林事務官 松岡 亮君

(農林經濟局長) 倉八 正君

通商産業事務官

(輕工業局長) 倉八 正君

委員外の出席者

專門員 松任 谷健太郎君

五月二十六日

委員飯谷忠男君及び栗林三郎君辭任につき、その補欠として一萬田尚登君及び永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員一萬田尚登君及び永井勝次郎君辭任につき、その補欠として飯谷忠男君及び栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

肥料價格安定等臨時措置法案(内閣提出第一五六号)

漁業災害補償法案(内閣提出第一二三号)

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三五号)

○高見委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○高見委員長 この際、谷垣博一君外八名から、農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されておりますので、趣旨の説明を求めます。谷垣博一君。

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業團體職員共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十條第一項の表の改正規定中

第二十一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上四九、五〇〇円未満
第二十二級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上五一、〇〇〇円未満
第二十三級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上五七、〇〇〇円未満
第二十四級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上六一、〇〇〇円未満
第二十五級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上六五、〇〇〇円未満
第二十六級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上六九、〇〇〇円未満
第二十七級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上七三、〇〇〇円未満
第二十八級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上

を

第二十一級 四八、〇〇〇円 四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満

第二十二級 五一、〇〇〇円 四九、五〇〇円以上 五一、〇〇〇円未満

第二十三級 五五、〇〇〇円 五三、〇〇〇円以上 五七、〇〇〇円未満

第二十四級 五九、〇〇〇円 五七、〇〇〇円以上 六一、〇〇〇円未満

第二十五級 六三、〇〇〇円 六一、〇〇〇円以上 六五、〇〇〇円未満

第二十六級 六七、〇〇〇円 六五、〇〇〇円以上 六九、〇〇〇円未満

第二十七級 七一、〇〇〇円 六九、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満

第二十八級 七五、〇〇〇円 七三、〇〇〇円以上

第二十九級 八〇、〇〇〇円 七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満

第三十級 八五、〇〇〇円 八三、〇〇〇円以上 八七、〇〇〇円未満

第三十一級 九〇、〇〇〇円 八八、〇〇〇円以上 九二、〇〇〇円未満

第三十二級 九五、〇〇〇円 九三、〇〇〇円以上 九七、〇〇〇円未満

第三十三級 一〇〇、〇〇〇円 九七、〇〇〇円以上 一〇〇、〇〇〇円未満

第三十四級 一〇五、〇〇〇円 一〇二、〇〇〇円以上 一〇五、〇〇〇円未満

第三十五級 一一〇、〇〇〇円 一〇七、〇〇〇円以上

に改める。

第三十六條第二項の改正規定、第三十七條に一項を加える改正規定及び第四十六條の改正規定中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

第六十一條第二項の改正規定の次に次のように加える。

第六十二條第一号中「政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。」を削る。

附則第二條第三項を削る。

附則第六條第一項ただし書中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、

同條第三項を削る。

附則第七條第四項中「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

附則第十一條第二項を削る。

本修正の結果必要とする経費

平年度三千万円程度の見込である。

○谷垣委員 ただいま議題となりま

した、自由民主党、日本社会党、民主

社会党、三党共同提案によりする農

林漁業團體職員共済組合法の一部を改

正する法律案に対する修正案につい

て、提案者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

修正案につきましては、お手元に配付してございますので、それをごらん願いたいと思います。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案については、今日まで慎重審査を進めてまいったのであり

以下、修正点の概要について御説明
申し上げます。

修正の第一点は、標準給与の月額の上限を七万五千円から十一万円に引き上げ、これに応じて標準給与の等級を二十八等級から三十五等級に改めたこととであります。改正法案におきましては、五万二千円を七万五千円に引き上げることにしておりますが、共済組合制度における給付内容ができるだけ統一するという趣旨から、国家公務員共済組合制度における最高限度に合わせ、十一万円まで引上げることとした次第であります。

修正の第一点は、退職年金及び遺族

年金の最高限度額についてであります。改正法案におきましては、退職年金及び遺族年金の最高限度額は平均標準給与年額の百分の六十とされておりますが、この際、国家公務員共済組合制度におけるそれに合わせまして、百分の七十に改めることとしたしております。

第三の修正点は、国庫補助の対象となる給付費についてであります。従来、本制度が厚生年金制度から独立した際に生じた整理資源率に見合った部分の給付費につきましては、国庫補助の対象から除外されておりましたが、この際、これを国庫補助の対象とすることにしております。また、五十五歳以上六十歳未満の者に支給する退職年金の額相当の給付費については、従来、当分の間に限り国庫補助の対象とすることとされておったのでありますが、この際、この当分の間という期限の制限を取り除くこととしております。

修正の第四点は、本制度に通算することとされておりました厚生年金保険期間にかかる給付額の調整措置を廃止したことでもあります。従来、本制度が厚生年金制度から独立した際に通算することとした厚生年金保険期間に見合う部分の給付額については、原則として二割のカットをいたしまして調整を行なつてまいつたのでありますが、この際、給付内容の改善をはかるために、これを廃止することとした次第であります。

以上が修正案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ全員の御賛同を得られんことをお願い申し上げます。

○高見委員長　本修正案は国会法第五十七條の三の規定に該当するものでありますので、この際、内閣に対し、意見を述べる機会を与えます。赤城農林大臣。

○赤城国務大臣 内閣の意見を申し述べます。

を改正する法律案に対し、標準給との等級範囲を拡大する等の修正案については、修正案が成立した場合には、政府といたしましては、院議を尊重する所存であります。

○高見委員長 本修正案に対する質疑の申し出もないようでありますので、これより原案及び修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もないようでありますので、直ちに採決に入ります。

まず、谷垣專一君外八名提出の修正案に対して採決いたします。

本修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立全員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○高見委員長　この際、湯山勇君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨弁明を許します。湯山勇君。

○湯山委員　私は、自由民主党、日本

社会党、民主社会党を代表いたしました。本案に附帯決議を付するの動議を提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法の
一部を改正する法律案に対する
附帯決議（案）

この際政府は、農林漁業団体役職

員の給与の改善について、積極的な施策と強力な指導を行なうべきであるが、本年金制度について特に左記事項に検討を加え、すみやかにこれが実現を図るべきである。

記
一、新法の給付を旧法組合員期間にも適用すること。

- 二、物価変動等に対応する年金額の
スライド制を実施すること。
- 三、最低保障額を実情に合わせて速
やかに引上げること。
- 四、組合の経常事務費に対する国の

補助を増額すること。

五、組合の余裕金運用についてはそ

の自主性を尊重し、組合員及び農山漁家の福祉向上等のためにも積極的にこれを活用すること。

六、整理資源は国の負担としその他
国の補助を増額して、組合員の掛

七、公益法人等で農林漁業の発展に金負担の軽減を図ること。

資する事業を行なっているものについて、希望がある場合には、本

法の適用対象団体となし得ること。

右決議する。

昭和三十九年五月二十六日

衆議院農林水産委員会

簡単に要点の御説明を申し上げ

前文におきましては、農林漁業団役職員の給与の改善について述べてあります。これは委員会の審議、政府資料等を通じて、これら団体職員の与がきわめて低位にあることが明らかにされました。このことは、単に各体の責任というだけではなくて、政の責任もまた大きいものがございす。給与規程のない組合、給与規程ありまして、そのとおり実施されない組合、そういうものが全体の半数を占めております。この際、政は、それらの組合の財政基盤を強化する施策、あるいはまた給与規程の実施、その他あらゆる方策を講じて、団体職員の給与の改善に全力を尽くしていただきたい、これが前文の主旨でございます。

次に、各項目について申し上げます。と、一は、新法の給付を旧法組合員期間にも適用すると申しております。は、この法律改正の運動を積極的に進めた人について、ただいま修正議決された点によって、旧法の全面適用は確保されましたけれども、新法の適用はまだまだ見通しが立っていない状態でございます。しかしながら、いま国会に出されておる厚生年金については新法の全面適用が提案されております。またすでに参議院を通過して本院に回っております地方団体関係団体の共済年金制度は、厚生年金期間を通じて地方公務員共済組合制度が全面的に適用されることになっております。普通に

経過した者については、厚生年金期間が十四年、旧法期間が五年、新法期間一年で、所定の二十年に達するわけでごさいますから、あと一年以内に新法の給付を旧法の組合員期間にも適用されるように、ぜひこの点については政府の御努力を要請したいと思うわけでごさいます。

二番の、物価変動等に対応する年金額のスライド制につきましては、現に恩給等についても、一万五千円ベースから二万円ベースへの引き上げ、これの適用について、今回政府から提案されておるわけでごさいます。物価変動の著しい現経済情勢の中にあつては、ぜひこれを採用する必要があると思うわけでごさいます。

最低保障額を実情に合わせてすみやかに引き上げる。いま議決されました法律におきましては、最低保障額が三万五千五百二十円となつておりますが、厚生年金におきましてはすでに八万四千円が提案されております。しかし、それでもついてもなおかつ最低保障額は適正だとは言いがたい現在の状態でごさいます。すみやかに実情に合わせてこれを引き上げる必要があると思うわけでごさいます。「速やかに」という表現が、必ずしも来年の五月一日を待たない、こういうことも含めておることを申し添えたいと思ひます。

第四の組合の事務費に対する補助は、この制度発足当時、百円という事務費は低きに過ぎる、これについては早急に増額するということが確認されておつたにもかかわらず、今日なお増額を見ないことはまことに遺憾でございまして、当然当初からの約束どおり、すみやかにその増額を必要と思うわけでごさいます。

第五番目の余裕金の運用については、自主性を尊重するという意味は、組合の自主性を尊重する、つまり、政府なり他からの干渉を排除する、こういうことが主たる要件でございまして、なおまた、余裕金の運用につきましましては、当然組合員の福祉向上に使われることは論を待たないところでございましてけれども、なおかつ農山漁家の福祉向上等のためにも積極的にこれを活用する、こういうことを意図するものでござい

ます。第六の、整理資源は国の負担とし、その他国の補助を増額して組合員の掛け金負担の軽減をはかると申します内容、その一つは、厚生年金の本制度移管に伴う整理資源についてでござい

ます。これについては、本法制定当初におきまして、厚生年金期間の整理資源については、今回はやむを得なかつたけれども、当然責任をもつて解消する、こういうことが約束されております。少なくともこの分についてはすみやかに解消をする必要があると思ひわけでごさいます。なお、新たに生ずる整理資源については、これを国の負担とする。なおまた、事業主負担等の関連も考慮して、現在とつておる掛け金の折半負担については、これは検討を加えまして、必ずしもこれに拘泥することなく、全面的に組合員の負担の軽減をはかつていくべきである、これが第六項の趣旨でございまして、

第七項につきましましては、現在公益法人等で、この組合に加入を希望しておるものもございまして、それらにつきましては、検討の上、適当なものについ

てはさらにこれをその対象とするよう措置されたい。

これは附帯決議の趣旨でございまして、これらの中には、政府が以前に約束してまだ果たされていないもの、そういうものもございまして、そこで、ただいゆる通常の附帯決議と違ひまして、約束しておること、あるいは当然しなければならぬことを含んでおりますから、それらの点を御参酌の上、本決議の趣旨に沿つて全力をあげて御努力願ひたいと思ひます。

以上でございまして。

○高見委員長 おはかりいたします。湯山君外二名の動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、本附帯決議について政府の所信を求めます。赤城農林大臣。

○赤城農林大臣 附帯決議の趣旨につきましましては、政府といたしましても賛成でございまして、なお、この本制度についての諸項目につきましましては、検討の上、実現を期したい、こう考えております。

○高見委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高見委員長 肥料価格安定等臨時措置法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告があります。これを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

政府は、昨日肥料審議会を開きまして、三十八肥料年度の生産計画の改定を行なつたということが新聞に伝えられております。伝うるところによりまして、中共への輸出総額が従来八十万トン予定していたのがさらに四十万トンの追加があつた、また国内の消費増も見込まれるので、それで生産計画の改定を行なつたということでありまして、先ごろ見えておりました中共の南

漢農との間における輸出の交渉の状況、さらに米肥料年度における見通し、それから中共との関係について長期の話し合いができたようでありまして、これらの関係について少し詳しく実情を御説明願ひたいと思ひます。さらにソ連からミコヤンがいま見えておるわけでありまして、ミコヤンとの間における肥料輸出の話し合いもあつたと伺うわけでありまして、これらの関係がどういふふうになつてゐるか。これらもあわせて、この際伺つておきたい。

○松岡(亮)政府委員 ただいま中共向けの輸出の問題とソ連向けの問題でございまして、これはむしろ通産省からお答えいただいたほうがいいのでありますけれども……

○永井委員 委員長、通産大臣と通産省を呼んでゐるのですが……

○高見委員長 十一時ごろには見えませんから……

○松岡(亮)政府委員 ごく概括的なことだけ申し上げておきます。

中共に対しては、当初四十万トン程度見込んでおりましたところ、二倍半の百二十万トン程度を成約するに至つたわけでありまして、これは今肥料年度でございまして、米肥料年度以降におきましては、先般中共においでになりました先生方の御報告を農林省としてはまだ伺つておりませんので、内容はまだ私も承知いたしておりませんが、三カ年の長期協定という点については、相当慎重な検討を要するということであらうと思ひます。特に生産力一ぱいに現在輸出をいたしてありますし、値段も、非常に引き合いが強く上がつてゐる状況でございまして、三カ年の協定を結ぶことについての可否等については、十分検討を要すると思ひます。ソ連からの話し合いは、先般来かなり強い引き合いが参つておりますが、今肥料年度におきましては、すでにフル操業をやつても輸出余力がなくなつておりましたので、本肥料年度の課題としてはほとんど輸出の可能性がない、こういうことであります。

○永井委員 通産省としては、輸出が多々あります。弁ずればいいわけでありまして、農林省としては、消費者である農民の利益を守る立場において、これに法律では国内優先、内需優先が保障されているわけでありまして、その立場に立てば、国内の需要を充足する、それを脅かす条件は困るという立場に立つわけでありまして、いまのようにソ連からも引き合いがくる、中共からも引き合いがくる、さらに台湾、韓国、その他、肥料需要の国際市況は非常に活気を呈している、こういうよ

うな状況の中で、農林省としては、これを単に通産省の所管だといって、のんきなことを言っておられる場合ではないかと思ひます。そこで、まとまりました百二十万トンの中共同輸出に對する価格の關係はどういうふうな状況なのか、明確にしたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 お話がございましたように、農林省といたしましては、輸出が活況を呈すること自体は、もちろん非常にいいことだと思ひますが、同時に内需には絶対に不安を与えない、値段はできるだけ有利に、国内に悪影響を及ぼす余地がないように望んでおるわけでありまして、最近では相当輸出価格も上がつてまいっておりますが、中共同の成約は昨年の十一月ごろでございまして、非常に早目にきまりましたので、当時の値段からいいますと、いまに比べて幾分か安く、三十九ドル程度で話がまとまっております。

○永井委員 四十万トンの追加分は……

○松岡(亮)政府委員 百二十万トン全体についての成約でございまして、

○永井委員 輸出の關係及び輸出市況の關係については、通産省が見えてからお尋ねをいたしたいと思ひます。それまであと回しにします。

大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、今回提出された法案の性格についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この法案は、昭和二十九年から十年間実施されてきました肥料二法に對する実績の上に立つて、その実績をさらに発展させるという方向においてこの

法案が考えられたのか、あるいはその実績を安定的にするというふうな意味合いにおいてなされたのか、あるいは過去十年間のこの二法の実施は間違ひであつた、これを是正するという方向においてこの法案が出されているのか、この発想の性格についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 過去十年の現行肥料二法が誤りであつたから新法によつて是正する意味でというところではございません。現行二法が、肥料の低廉豊富な配給といふ面から、そういう面におきましても、あるいは肥料メーカーの合理化等につきましても、強い寄与をいたしておりますことは認めておるわけでございます。でありますので、この二法の実績の上に立つて、さらにこれを発展させる、また安定を持続させていきたい、こういう考えで法案を提出しておりますわけでございます。しかし、十年前と生産事情等が変化しておりますので、強い統制下に置かないでも、内需等も安定する見通しが、あるいは価格の点においてもそういう見通しができているわけですので、統制面においては相対緩和したことになつておりますけれども、現行二法の発展の上に立つて安定する、という考え方で提案しているわけでございます。

○永井委員 ただいま大臣の答弁によると、過去十年間の実績は非常な効果があつた、その効果の上に立つて、さらにその効果を発展させる意味においてこの法律案を出したのだ、こういうふうな御答弁があつたと承するわけでありまして、そういういたしますと、過去十年の実績がどのような成果をあげたかという吟味が、私は一応必要ではないかと思ひます。大臣も御承知のように、第二次合理化計画では、硫酸価格をトン四十三ドルに引き下げる、こういうことを約束したわけでありまして、ところが、これは四十三ドルどころではなくて、五十二ドル前後より下がらない、こういう実績にこの十年間の実績が終りましたことは御承知のとおり。また、輸出会社をつくつて、国内価格でこの輸出会社が引き取つて、そして海外にこれを輸出するんだ、もし輸出の價格に影響させないのだ、そしてその差額は合理化によつて埋めていくのだ、こういうことを国民に約束してきたわけでありまして、実績としては、赤字が累積した、そして結局政府は、この二法では約束しなかつた百数十億のしりぬぐいをして、そうしてこの十年間の実績というものは一応のピリオドを打つたわけでありまして、そういうまですと、この価格が下がらなかつたのはどういふ原因によるのか、四十三ドルに引き下げるというのほうでであつたのかどうなのか。こういう十年間の幕をおろすにあつて、国民に公約した關係について、政府が明確に国民に知らせる責任があるのかと私は思ふ。輸出会社をつくつて、そんなものでどうなんだ、赤字が出た場合どうにもならぬじやないか、結局国内価格に転嫁する以外にないではないか、われわれは当時こう言つたのでありまして、それは合理化によつて埋めていくのだ、こういうことを言つたのでありまして、結局は、百数十億というもののしりぬぐい、国民の税金によつてまかなわれておるわけですから、この実績を成果があつたとして、その土台の上にそれを

を發展させるという立場において、この法律が提案されておるのだとするならば、私はその關係を明確にする必要がある、こういうふうな考えをわけです。そこで、四十三ドルの公約が五十二ドルに終わったのは、原因はどこにあるのか、また、百数十億の輸出赤字を国民の税金でしりぬぐいしなければならなかつた原因はどこにあるのか、この二点にしろばりまして、農林大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○赤城國務大臣 通産当局から御答弁申し上げたいと思ひますが、価格の値下がり等が予期どおりでなかつた、こういうこととございまして、確かに輸出価格等につきましても、そういう面があつたと思ひます。国内価格につきましても、私どもが予期しているようにだんだん低くなつてきておる、こういうふうな目標に進んできたというふうなことをお尋ねします。国際価格等につきましては、目標どおりいかなかつたことは御承知のとおりでございまして、これは通産当局から詳細な御説明を申し上げることにいたしたいと思ひます。

それから赤字の問題でございまして、これは結局国内の価格を押えたといひますか、国内の価格をだんだん低くしてきた、こういう關係から、輸出の価格との差も縮まってきた、お尋ねの価格に考えられるのも一面でございまして、しかし、何といたしまして、合理化を相当進めたにかかわらず、国際的な価格にまで下げ得なかつたというふうなことが、赤字が出た原因、こういうふうな思ひます。しかし、赤字の効用といひますか、国内価格に転嫁しなかつた、こういう効用といひますか、効果といひますか、この面においては必ずしも持続して

きた、こういうふうな考えております。

○永井委員 国内価格は下がつた、この言ひですが、それは大臣の思ひ違ひではありませんか。第二次改定計画ではトン四十三ドルに引き下げるという約束をしたのです。それが五十二ドルに終わつておるのです。九ドルからこれは下がらないわけですか。格差があるわけですか。だから、公約どおり下がつておらないというその原因は、公約がうそであつたのか、でたらめであつたのか、あるいはこの五十二ドルというのあたりまでであつたのか、この新しい法律に移るにあつたのか、いままでの実績に對する事実を明らかにしておかないと、責任をうやむやにしてそれに移りますと、また同じようなことが繰り返されるわけですから、ここで私は明確な区切りをつけていく必要がある。ですから、私は何も過ぎ去つたことの責任を追及するわけではありませんが、四十三ドルに下げるということ、それが下がらなかつたのはどういふわけなのか、こう言つておる。

○倉八政府委員 通産省からお答えしたほうがよからうと思ひますが、いま永井先生御指摘のように、三十六年の七月に四十三ドル五十の価格になるといふことを発表しましたのは、御指摘のとおりでございまして、四十三ドル五十といふのは、これは利潤抜きでございまして、これを国内価格に直せば、これに大体一ドル八十から二ドル足せばよからうと思ひます。そうしますと、まず四十五ドルかあるいは四十五ドル五十くらい。ところが、この目標といふのは、三十八肥料年度にそれま

で達するということもあわせて決定しておいたわけですが、現在の価格は、御承知のようにマル公が五十ドル十九でございまして、大体そこにおきまして四ドル近い差が出ております。これはどうして達成しなかったかということでございますが、一口に言え、当時予測できなかった要素が非常に出てまいりました。一つは、電力も上がりましたし、それからその副資材が上った、あるいは労務賃というものが御承知のように年平均四％ないし六％くらい上がっておりまして、そういうような不測の原因がございまして、遺憾ながらこれが達成できなかったというのが現状でございます。

○永井委員 生産コストの原材料で上がった分がある、労賃が上がった、こういうならば、それじゃ値段が下がる要件というものもいろいろあります。たとえば廃ガス利用であるとか、回収硫安、副生硫安、こういうものは最初予定したよりぐっと進んでいる。いまはもうほとんど硫安生産の半分くらいは副生硫安、回収硫安で出てくる。これはもう合成硫安から比べますと、比較にも何にもならぬほど安くなっております。そういう大量な生産がここにあるのです。石炭だってぐっと下がっております。それから、それから流体原料に変わっているわけですから、コストというものはぐっと下がっている。もちろん、化学工業でありますから、その分野だけで値下げをするなというところは、私は約束するはずはないと思う。いろいろ総合的なファクターをとって、そしてこれだけ下げ、もちろん、将来の展望も含めて約束したものだ。それがいいかげんになつておるといふところに、やはり私は

合理化追求の面において不十分な点がある、こう言わざるを得ないわけだ。また大臣は、国内の価格に転嫁しなかったのだ、こう言います。しかし、海外には、三十六ドルあるいは三十五ドルというような非常な価格でこれを外国に売ります。売った肥料を使つて、韓国なり台湾なり中共なりあるいは東南アジアなり、こういう国の農家がそれで生産をする。そうして国内の農民は、五十三ドル、四十二ドル、こういう肥料を使わされておる。外国の農民は三十二ドル、こういう肥料を使つておる。そうしてそれが農産物の製品において競争せざるを得ない。こういうことになるのでありますから、これは農業政策といつても、私は、簡単に肥料のそういう面に転嫁しなければそれでいいのだというだけで済まされる関係ではないと思う。こういう形において、これはもし国内の価格がコスト計算からいって正確な価格であるならば、外国へのなにはダンピングでしょう。投げ売りでしよう。そういう企業が安定した生産ができるわけはないと思う。多かれ少なかれ、国内価格に影響してくることは明らかであります。さらにそのしりぬぐいを結局損金と見て、百数十億国民の税金でこれを補てんしたということについては、これは転嫁しないわけでありまして、でありますから、大臣は、この関係をいままでの成果があつたのだ、成果があつたから、それをさらに発展させるため、十分その関係を、いままでの成果というものの実態を分析し、把握し、問題の所在がどこにあるかといふことを、私は、この際、まとめて国民に明確に

する責任が政府にあると思う。そこで、私は大臣にお伺いをいたしますが、日本の化学工業、ことに肥料工業等は、私は今後——いままではこれはよかつたと思うのです。外国へ安売りしなければならぬか売れないという、国際市場で競争が相当激しかったわけでありまして、しかし、今後は私は市況がだいぶ違うと思う。ソ連からもたくさん輸入をしたい、中共からも輸入したい、日本の生産能力に比してオーパーした需要が、どんどん引き合いが私は来ると思ふ。それから従来の価格といふのは、そういう関係は別として、バルクライン方式で、コスト計算できちつと計算する基準ができておりました。しかし、この新しい法律ではそんな基礎は何もないのです。大体需給の関係で価格がきまつていく、こういう関係に立つておるわけだ。したがって、この法案では低位安定というようなことは何も書いてありません。ただ価格の安定ということが書いてあるだけです。ですから、需給の関係できまつていくと、海外からこれだけの引き合いが来て、これだけの引っぱりがある。それが国内の価格を突き上げていく要因が非常に多くなつておる、こう思ふのであります。そういうようなときに、過去のなにはよかつたのだ、そうして大臣は成果があつた、こう言いますけれども、農林省は、昭和三十六年九月からこの肥料二法を廃止しようといふことを提案してはいるのです。農林省がどのような動きをしたかといふことをずっと足どりをたどつてみますが、三十六年九月に廃止を聲明しています。一方的にそ

ういうようなことを表明している。ずつといふいろいろな会議を経てやつておるわけでありまして、その内容は、メーカーが合理化をどんどんやる、合理化をやつてコストを下げる、コストを下げたら、それを全部値下げの面に使つてしまつて、そうしてメーカー側の利潤の中にそれが留保されない、みんなもうけを農民がとつてしまつて、だからメーカーは困るのだ、だからこの二法を廃止しなければいけない、こういうような考え方がなつておるわけでありまして、ですから、廃止しなければいかぬといふことは、二法はこれは間違ひである、こんなやり方を早く直さなければいかぬ、こういう考えがあつたといふことは、過去の経過によつて私は明らかであると思うのであります。そういう考えで、いままで消費者の農民の取り分が多かつたのだ、今度はいままでの取り過ぎをメーカーに返してやらなければならぬのだ、こういう考えで新しい法律といふものが出来たら、これはたいへんなことになるので、その関係を大臣から伺いたいと思ふ。これは農林省が三十六年の九月に表明して、廃止を正式に通産省に申し入れをしております。十一月二十六日、通産省から農林省に、いや廃止することはできないといふ反発をしておるのです。ずつと経過がありまして、そういう経過から見まして、どういふふうにお考えですか。

○赤城國務大臣 合理化メ리트は、原則的に見て、消費者であるところの農民のほうへ回る、あるいはまたメーカー、業者のほうでは再生産のほうに回る、あるいはそこに働いている労務者の給料のほうに回る。合理化メ리트といふものは、順位的にいえば、消費者、生産者及び労務者、このほうに回るのが理論的には正しいと思ひます。しかし、この肥料の場合におきましては、全農民の必需品のなものでございまして、またメーカーのほうにつきましても、合理化の余地が相当あつた、こう思ひます。でありますので、まず優先的に合理化のメ리트は消費者のほうに回す、こういうふうな観点から、価格決定等もいたしてきていたと思ひます。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕

しかし、相当生産もふえまして、御承知のように四割、ことあたりは半分以上くらい輸出できるほどに、量的に生産もふえてきておりますから、二法制定当時のように内需に対する不安といふものがなくなつてきておる。そういうことでありますならば、強い統制の生産指示とか出荷指示とか調整保管指示、こういうような強い統制下に置かずともやつていける、こういう見通しから、強度の統制のないような形にしよう、こういうことで本法案が出てくるわけでありまして、この前に、農林省として、現行二法をやめようといふようなことについて、私は、生産者に恩恵を与えようといふ意味でそういう提案がなされたといふふうには承知しております。いずれにいたしましても、今般の法案によりましては、強い統制をしなくとも、二法をつくつた当時の目的が達せられる、こういう見通しから本法案が出ておるといふふうには私は考えております。

○永井委員

農林大臣のいまの御答弁では、自由主義経済を信奉する保守党の大臣としても、私は経済の常識を持っておらないと思う。農林省が三十八年の九月に二法を廃止しようという提案をしたのは、私は、農民の負担を増すために農林省が提案したものではないと思います。そのとおり私も了解しております。その当時は、外国には三十六ドルくらいでなければ、投げ売りしなければ売れなかった。でありますから、国内の価格を維持するのにメーカーは手一ぱいなのです。だから外国に投げ売りしても、国内価格を維持するために、そういうような経済的な措置をした。ですから、その当時としては、農林省は、コスト計算によるこういう法律というものは、値下がり突っかかり棒をしているのだ、これ以上下がらないように、メーカーの利益をはかるようにこの法律が活用されておって、この法律がなかったら、もっとと値段が下がるはずだ、農民はもっと安い肥料を買えるはずだし、こういう二法は要らないのだ、こういう意味において農林省は提案をしている。ところが、いまはどうかという、これは逆です。外国から引き合いがこんなに多く出ている。そうすると、いまこそ、国内価格の値上りを押えるための、需給の関係からくる価格に対するある一つの調整作用というもので、政治的に、行政的に、もっとしつかりした立場において問題を処理しなければ、値上り条件が出てくるという供だつてわかることだと思ふ。そういう条件に経済環境は変わってきておる。そのときに、過去において、コス

ト計算においても十分なコストの計算がなされておられません。あれだけの法律があつても、たとえば利子利潤があつても、利子利潤があるならば投下資本があるわけだ。ア系肥料の中で硫酸だけを押えているのですから、硫酸というものはほとんど減産している。その部分を押えるには、設備やなんか硫酸にどれだけさいているか、利子利潤の原資がどれだけあるかといったって、数字を一回も出したことはない、出せないのです。そういうコスト計算の中で、メーカーの利益をはかつてきた。それから尿素、硝安あるいは高度化成、こういうのは硫酸を基礎にして、二分の一よりメリットをとらないのですから、それだけこちらのほうは利益があるのです。そういう内容の問題は、大臣、時間がありませんから、いずれた議論したいと思ひます。そういう事情の中で、肥料そのものから見たって、硫酸は減つて、尿素や高度化成のほうへどんどん逃げていく、そこへ持つてきて、このアンモニアガスというの、いまは合成樹脂のほうへ向けられる、あるいは合成繊維のほうへ向けられるというふうな、非常に利用の分野が引っぱり合う条件が変わってきております。ただ肥料の中で硫酸と尿素その他と引っぱり合いをするだけじゃなくて、合成樹脂とも引っぱり合いをする、あるいは合成繊維とも引っぱり合う、こういう環境になつてきたときに、農林省として、農民の利益を守る立場にある農林大臣は、ア系肥料の質的なもの、量的なもの、それから置かれてある経済環境に対して、もう少し正確な分析をしていただきませんか、農民は浮かばれないと思ふわけ

あります。時間がございせんから、一応ここでア系肥料のアンモニアガスの中におきます位置、こういうものを大臣はどう理解されて、そしてこの新しい法案に賛成されているのか、この法案が農民にどういうふうな利益があるか、あるいは確信を持ってお答えができるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 先ほどから申し上げておりますように、肥料が農民の生産手段として非常に大きなウェイトを占めております。そういう意味におきまして、この法案は、いままでの二法の上に立つて、農民に対して内需を安定させる、こういう役割りをさらに一そう価格の面におきましても保障する、こういうふうな考へております。

○永井委員 倉八局長に伺ひますが、先ほど中共の肥料四十万トン追加について伺ひをしたわけですが、価格関係はどういうふうな考へておられるのか、その時期はどうなのか、あるいは三十九年度の肥料年度におけるこれからの展望はどうなのか、中共取引における話し合いはどのような話し合いをなさつておるか。長期契約ということもありましたので、そういう事情と中共引き合いの内容について、詳しくひとつ説明をお願いいたします。

○倉八政府委員 いま二点御質問があらましたあとからお答えしますと、長期の契約はどうなつておるかというところでございますが、これは長期の具体的な契約をまだ向こうから正式には申し込んできてないと思ひます。と思ひますというの、先般L.T貿易の長期契約にのせるとか何とかとい

う新聞情報がございますが、正式に硫酸の業界に対しても、何年の長期契約で幾らの数量をのせるか、そういう具体的なことはまだ何にもきておりません。

それから第一の、いままで結びました契約でございますが、これは御承知のように、去年九月ごろから交渉が始まりまして、そして正式には、たしか十一月の半ばだったと思ひますが、契約いたしました。その値段というものが、硫酸につきましては、CIFの四十四ドル二十でございまして、これは御承知のように、ことしの十二月までの契約でございますが、積み期としましては一月一七月に十五万トン、それから八月一十二月に十五万トン、こういうふうに分かつております。それから尿素につきましては、中共に対して三十四万トン、これもCIF七十九ドル八十セントということになっておりまして、積み期としましては一月一七に二十万トン、八月一十二月に十四万トン、こういうふうな状況でございます。

○永井委員 ソ連からミコヤンがきておりまして、この代表団とも肥料その他について引き合いがあり、話し合いがなされたと思ひますが、肥料の分野における話し合いの経過その他について、明らかにしていただきたいと思ひます。

○倉八政府委員 この内容につきましては、私たちがいままで業界から報告を受けております段階では、どういふ肥料をいどのくらい買ふということについては、具体的な話はなかつたとわれわれは報告を聞いております。ただ、一般的にソ連も肥料がほしい、それから、その他の化学原料ないし

は特にブランドでございまして、それがほしいという一般の意思表示があつたということが、最近の副首相と業界との折衝の話で報告を受けております。

○永井委員 農林省のほうに伺ひますが、肥料のいままで伸び悩んであつた輸出関係が非常に好調である。いまの生産の能力からいへば、中共と百二十万トンを契約したとすれば、ソ連から引き合いがきて、それに応ずるだけの生産余力がないのではないかと考へております。さらに台湾、韓国、東南アジア等から引き合いが相当くれば、その方面の従来からの関係もあつて、そのほうの手当てだけで手一ぱいではないかと思ふ。そういうふうになつてまいりますと、これらのアジアにおける地域の需要でありますから、大体肥料の需要期というものは季節的に競合してくると思ふのです。日本の春肥、秋肥、日本の国内で必要となるときは外国でも必要だ、こういうふうな季節的に競合してくると思ふ。ですから、年間を通して百二十万トン中共へ輸出契約をしたんだというだけで、国内の需要関係は握られないと思ふ。季節的にどういふふうな出し方をするのか、外国向けがこういうふうな好調になつてくると、シーズン・オフのときに国内には取れ取れと言つて、取らなければならぬと言つて手持ちをさせる、シーズンのときにはばつと外国のほうにやる、こういうふうなことが起こりますと、今後国内優先のいろいろな状況が守れなくなるのではないかと、これは私思ふのです。これも需給関係のバランスの問題等もございまして、そういう関係につ

いては農林省としてはどういふふう
考へておるのか、またさらに通産省と
しては、これらの季節的競合の調節の
問題についてどういふ配慮をしてい
るのか、これらを伺いたいと思ひます。

○松岡(元)政府委員 確かに問題の点
でございます。私もこの法律案を
つくります場合に一番考へたところの
一つでございますが、アジア地域への
輸出は、やはり国内の需要期と重複す
る傾向がございます。同じ時期に利用
される、そういうことで季節的に供給
の不足を生ずることがないようにし
たいというわけで、どうするかという
ことを十分検討したわけでございま
す。現行二法でやっておりますよう
に、毎月生産数量、出荷数量、それ
から在庫数量、これを工場別に把握
いたしておりますので、今後も続けて
それをらみながら輸出の承認を行な
つていく、大体在庫等が十分把握され
ておりますから、必要によつて輸出の調
整を行なう、季節的にも国内に不安の
ないようになすことができるとい
うことで、年間の需給見通しを立てま
すが、同時に、それをブレイク・ダウ
ンいたしました毎月の在庫、生産、出荷、
これをにらんで輸出のチェックをす
る、これによつて季節的な不安を除く
ことができる、こういう考へでござ
います。

○倉八政府委員 いま農林経済局長の
答弁のとおりでございます。われわれ
としても、内需第一主義というの
はあくまで貫きまして、輸出の問題に
つきましては、毎月農林省と一緒に
なりまして、生産、在庫、出荷とい
うこととちゃんと見合ひまして、両大臣
の輸出承認という、こういうのはつきり

した制度をとつて進めておりますし、
今度の法律におきましても全く同じで
ございまして、われわれとしまして
は、内需第一主義ということをおくま
で貫く、それが確保された確固たる方
針でございます。

○永井委員 この法律案は五年以内に
廃止する、こういうふううたつてお
るわけですが、五年以内と限定したの
は、どういふ理由によるのか、また五年
以内という非常に短い期間にこの法律
の目的が十分達成される、そのときに
は廃止してもいいということになるわ
けですか。この法律で目的を達成する
というが、達成したと認定すべき条件
というのはどういふ条件なのか、これ
らをひとつ明確に伺いたいと思ひま
す。

○松岡(元)政府委員 この法律は、現
行の二法も五年を限つて今日まで施行
されてきて、二度目の五年延長で十カ
年を経過してまいつたわけでありま
す。新しい法律も、肥料二法と同じよ
うに、豊富低廉な肥料の国内供給とい
うことが、農林省といたしましては第
一の目的でございますが、今後五カ年
間における推移が、この法律によつて
十分にその目的を達成できたといひ
まして、その先でなにかこういふ法
律が何らかの形で必要であるかどうか
ということがありますれば、さらにま
た、その期間延長なりあるいは修正さ
れた形での別途の対策が必要になると
も思ふのでございまして、さしあたり
五カ年間につきましては、この法律で
国内安定をはかつてまい、こういう
ことで五年という期限をつけたわけ
でございます。

○倉八政府委員 いま農林省の松岡局
長の答弁と全く同じでございます。あ
れわれとしましては、重要資材である
肥料が豊富で、しかも低価格で供給が
確保される、そういうのが最終の目標
でございますから、それは法律の施行
中その状況を見まして、さらに必要に
あらばそれを延ばすし、あるいはまた
その中を修正するならば修正する、こ
ういふことでございまして、五年の期間
にその間の推移を十分見まして、その
の対策を決定する、こういう意味で五
年以内としたわけでございます。

○永井委員 両局長の言う豊富で低廉
という点ですが、豊富というの量は
量的に豊富、これはわかりました。低
廉というの、どういう基準で低廉とい
うのか、低廉の基準を示していただき
たい。旧法ではコスト計算によつて、
バルクライン方式によつてきめる、こ
ういふふうにしてあったから、その価
格基準というのを出てきたわけであ
る。今度はその基準をなくして、需給関係で価
格というのをはきまことにする。そう
すると、低廉でという条件を明確にわ
れわれがわかるように示していただき
たい。この目的を達成できる条件、低
廉というの、どういう基準で判断す
るのか。

○松岡(元)政府委員 具体的に一かま
す何百何十円であるというふうな申し
上げ方はできないと思ふのでございま
すが、第一には、現在の価格より下
がっていくということでございます。
これはもちろん合理化も一方を進める
わけでございますから、今日よりは下
がっていくかなければならぬと思ふので
ございまして、それから第二は、少し講
釈めいてまいりますけれども、生産資

材価格にしましても、生産物価格にい
たしまして、相対的なものでございま
すから、米価とたとえば肥料との関
係、あるいはほかの資材との関係、ある
いは日本の国内価格とヨーロッパの農
業における供給価格というふうなもの
との比較において、日本の肥料の供給
価格が妥当なものであるかどうか、そ
ういふ相対的な関係において低廉で
あることを必要とすると思ふのであ
ります。

○永井委員 相対的に低廉、現在の価
格より下がっていくというのですが、
最近では確かに一かますについて二円と
か三円下がつておる。これも下がつた
うちです。しかし、こんなものは下
がったうちに入らぬと思ふのです。た
とえば従来輸出が十分でなく、八〇
前後操短をやつていた。それがこし
あたりは九三の操業、こういうふう
になつてくると、量産の面からきても
うんとコストが下がらるわけだと思
ふ。さらにいままでのごまかしは、硫酸だ
けを押えて、尿素あるいは高度化成、
こういうものがふくれていくのはこの
計算の中に入っていないのです。

〔谷垣委員長代理退席、委員長着
席〕
さらに副生産、回収硫酸、こう
いった関係のものはこれに入らない。
さらにこの肥料のガス源であるアンモ
ニアガスが、合成樹脂あるいは合成織
維として需要がふくれていく、こうい
う関係の需要が計算の面に出てきてい
ません。合理化というからには、単に
相対的なものではなく、スポーツにお
けるレコードのように私は基準がある
と思ふ。需給の関係で相対的にきま
っていくのだ、それが安くなればいいの

ではないかではなくて、国の大きな重
要産業であり、あるいは重要な輸出産
業である以上、国際競争力を強化しな
ければいけない。ことに輸入をある程
度押えておる今日の状況でありますか
ら、国内に対しても合理化基準の方向
というものを明確に農民に示す必要が
あると思ふ。そういたしますならば、
いままでの二十九年から今日まで十年
間の合理化というのは、確かに内容的
にいえば、固休原料から流休原料に移
りかわつてきたという質的な合理化は
認められます。しかしながら、大体のや
り方は、量産をすれば、それによつてコ
ストが下がるのだ、これは量産に重点
を置いてやつてきたのです。でありま
すから、この経過からいへば、バルク
ラインでできる価格の倍ぐらいの生産
コストのような企業も、やはり硫酸を生
産してつくつてきています。普通なら
ば、コストの倍ですからとても追いつ
いていけないはずなのに、そういう
ものが一緒に追いついてきた。そうい
う過程がある。そうして今日もメー
カーが非常にたくさんあると思ふので
す。これが硫酸から尿素のほうにか
わつたり、高度化成にどんどんかわ
つていっていますから、硫酸は減つてき
ましたけれども、それに代つて、単
位としての生産規模というものは、国
際的に見て問題にならないほど規模が
小さいと思ふ。そういう点におい
て、ほんとうに合理化基準、国際競争
力を強化するのだという、きちつとした
客観的な目標を置いてなしますなら
ば、アメリカなんかのデュポン、ある
いはイギリスのICI、あるいはイタ
リアのモンテカチーニ、こういうた
ものが、国内においていま一番大きい

といわれる住友あたりから見ても、何十倍という規模で追及していつているわけですから、それからさらに回収あるいは副生、こういう廃ガスの利用の方向でどんどん追及している。そういう方向を今後は合理化方向として追及されるお考えなのかどうか、できたものをただこういうコストだからというふうな、現状維持的に、それからメーカー本位に価格をきめていく方向なのか、しりをたいていくぐん現在の近代化された化学工業の面を質的に追及していくのかどうか、この点を通産、農林両方の局長に一応伺っておきたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 合理化政策の内容につきましましては、通産省から答えていただきますが、農林省といたしましては、合理化を推進して価格を引き下げていくという事は、もとより強い要求として持つておるわけでございませう。その点につきましては、いまお話のありました回収硫安の増産といううな事については、農林省としては常にこれを推進しておるわけでございませう。四十二年までの目標による硫安工業の体質改善対策の目標がございませうが、その中には、回収硫安を相当大幅に増産して、現在の合成硫安をむしろ減らしていく、こういう方向の計画をもつて進めておるのであります。それから肥料形態を転換するとか、硫安から尿素への転換といううな事につましまして、尿素のほうがもうかるから、尿素重点でやっていくのだといううなお話があったかと伺ったわけですが、これは現在においても、尿素と硫安との関係は、消費者としての農家の使用価値で値段がきまっておりますと申

し上げてよろしいと思うのでございませう。尿素が高目にきまり、硫安がもし割り安でありますならば、消費は硫安を追いかけ、こういうことになってまいります。したがって、その間には使用価値の面でバランスがとれていなければならぬ。むしろ農林省としては、無硫酸根の肥料として尿素のほうが、まあ消費が現にふえておりますが、ふえていくほうが望ましいという事で、尿素の増産を願つておるわけでありませう。なお、回収硫安について、現在回収硫安などが相当ふえておるのに、全然その値段を考へないじゃないかというお話でございませうが、これは回収硫安そのもののコストを把握することは非常に困難でございませうけれども、合成硫安のコストの計算上、回収硫安は合成硫安工場の最低のコストとみなして、内需バルクライン価格を算定いたします際に、それを計算の中に入れてまして、それだけ合成硫安の価格そのものを引き下げるようにやっております。これは、御承知のとおりでございませう。

○倉八政府委員 合理化をどう進めていくかというお尋ねでございませうが、通産省といたしましては、当然合理化を進めていかなければいけません、またその過程において、御指摘になりましたように、最近ICIで計画しております非常に大型なアンモニア設備、あるいはスタンダードとかエッソあたりでそういう計画を持っておりますが、そういうことを取り入れたらどうか、私は理論としてはまことにございませうと思いますが、それで、われわれといたしましては、そういう方向は今後とっていくつもりでございませうが、ただいい悪いは別といたしまして、既

存の工場というのがありまして、それがいままで非常に合理化してこまて下げてきた。それをいきなり別なものをつくります、それが一気につづれば、かまうかといううなことも、またほかの政策からいろいろむずかしい点もあろうかと思ひます。その点は今後の動きを十二分に調整して進めていきたいと思ひます。なお、日本の生産費というのは、いま世界で一番安い国の一つだと私は思ひます。御承知のように、この生産費というのには、外国では絶対わからない秘密の一つになっておりますが、国内の販売価格から見れば、日本がイタリアに次いで安い。イタリアと日本の差は、トンにつきましてわずか二セントであります。ほかの国よりも日本の国内価格は圧倒的に安いという事で、この点で日本の硫安は決して高くないという事と、それからもう一つは、この基礎になる原単位であります、非常に日本のアンモニア工業というものが向上いたしまして、たとえば水素からアンモニアをつくる原単位というの、世界で一番日本は低い国だと私は思ひます。そういうことで、いままでも合理化しましたけれども、合理化というのはいまだ停止するところを知らずから、今後ともいま永井先生御指摘のようないろいろな方途を講じて、さらに進めていきたい、このように考へております。

○永井委員 経済局長から、尿素は必ずしももうかるからやるといふのではない、需要があるからやるといふのだ、こういうお話でありましたが、経過から見てもわかるように、硫安が統制価格に入っているのに、尿素をやり、高度化

成へ逃げ出した。逃げ出したが、最初農家では硫安の需要が多くて、尿素その他の需要がないので、非常な広告費を使つてこれを宣伝してやつてきた経過は御承知のとおり。それで、いまはどうかという、これは私は消費構造がかわつてきているのだと思ふのです。麦、その他が転換されて、そうして作物がかわつてきたから、尿素なり高度化成の需要がふえてきておる。したがつて、硫安をつくるよりは、尿素、高度化成をつくつたほうが、メーカーとしては非常にそろばんに合うというのが実情じゃないのですか。営利会社があるからなくても需要があるからつくるのだという、そんなばかなことはわれわれの常識では考へられない。そういう点で、この肥料の問題は、議会の立場も、農林、通産省の立場も、ともどもにどういうふうにして合理化を追求していくか、そうしてその利益を三等分して、農民だけがよいということではないが、農民も十分に肥料工業をささえてきておる大きな消費層ですから、農民が安心して信頼を持つて消費できるような結びつきを確立していくことが必要だ。これは気持ちの問題で、外国へ安く売つて、それを転嫁させられておると思へば、経済的な負担はわずかであつてもしやくにさわる。その不合理を農民は納得しないわけですから。そういう関係で、農林省側も通産省側も、消費者にかつて合理化の追求をぐんぐんやっていくべきだ。それにはやはり過程があります。倉八局長も言ったように、いままであつたものをすぐやめろというわけにはいかないので、大体化学工業の系列は三井、三菱、住友といううな大きなメー

カーのところに整理されてきておるでありませうし、あるいは八幡製鉄その他の資本系列の中におけるガス源の利用の問題というのが出てくるのでありますから、これはそんなにメーカーに遠慮しないで、大企業との関係にもつと追求すべきだと思ふのです。であります、今後の合理化の方向は、生産構造の近代化あるいはそういう面における追求をやることだと思ふ。それから肥料の生産については、もうかるからやるといふのではなくて、消費構造に適應したように農林省が旗振りをして、生産と消費の調整をスムーズにやっていくのだ、こういうふうな理解すべきだと思ふのですが、これらの点についてどのように考へになりますか。

○松岡(亮)政府委員 仰せのとおり、農林省といたしましては、肥料の消費構造の変化、進歩に應じた肥料の生産が行なわれるように常に考へ、また推進してまいつておるわけでございませう。四十二年を目標とする生産構成の改変の目標もそういうところにあるわけでございませう。いま御指摘になりました点で多少問題がございませうのは、選択的拡大といひますか、そういう関係から作物が変わつてまいつて、これが肥料の消費に影響していることは事実でございませうが、その主要な影響は、むしろ過磷酸石灰あるいはカリの消費に多いという事でございませう。むしろ最近では、労力の減少が高度化成等の消費を促進しておる、こういうことでございませう。やはりそれなり問題はいろいろございませうけれども、消費の変化に應じた生産体制を整備していくことはきわめて重要

である、こう考えております。

○倉八政府委員 合理化を推進する一つの策として、たとえば系列化とか、あるいは多角経営化をはかったらどうかということですが、まことに方策としては私はけっこうだと思えます。ただ、これもさつきもちょっと触れましたように、すでに何十年の歴史を持った各企業体が、あしたからそういう系列下に入る、あるいは統合するということなどは、なかなかすぐにはできませんが、最近そういう傾向が御指摘のように非常にふえてまいりましたことも事実でございますが、その際、ひとつ系列化をしましても、個人の工場がいままで同じような生産をやっておいたら、これは何も意味がないのでございまして、ある場合には、同じ三菱系に入った一つの工場が、ほかのものはやめて全部肥料をやる、あるいはガスならガスを転換して、全部そこで流体原料でアンモニアをやる、こういうような転換をやりましても、非常に効果があるわけでございまして、ただ系列的に一本にしただけではいけないので、系列化による職務の分担と申しますか、生産の分野調整と申しますか、そういうところをやらなくてはいかぬと思ひますし、先生の御意見につきましては、われわれとしては、まことに方向としては賛成でございます。そういう点も今後考えていきたいと思ひます。

それからなお、もう一つの問題の多角経営化でございますが、これはアンモニアを総合的に利用すれば利用するほど、私は経済的效果はあがると思ひます。したがって、御指摘の、たとえば繊維原料のラクタムをつくつて、それから当然出てくるよれたアンモニアをさらに回収して、回収硫酸をつくる、あるいはアクリロニトリルをつくる、こういうことにつきましては、肥料のコストを下げる上に大きな要因になりますから、この問題についてはさらにどんどん進めていくつもりでございます。

○永井委員 そこで、価格の問題ですが、価格を低廉、低位に安定する、一具体的にどういうふうにおやりになるのですか、これを通産と農林と両方にお伺いします。価格を低位に安定させるということ、そのやり方、具体的な取り運び、そういうものは具体的にどういうふうにおやりになりますか。

○松岡(亮)政府委員 価格を低位にする、まず安定の前に低位にするという基本は、需給の実勢を要するに緊張した状態でないようにするということが根本である。幾らコスト計算をやっても、需給がきわめて緊迫した状態にありますと、どうしても上がりがちでございます。逆に需給が緩和されておりましたら、コスト計算で緩やかされておりましたら、価格は低廉になることもあるわけでございまして、根本は、やはり需給、内需を十分に優先的に確保するということが根本でございますから、その点で、輸出の調整、需給の見通しを十分に立て、また毎月の推移をにらみながら、内需を優先的に確保していくということとを第一に考えるわけでございます。

その次に、低位に安定させるということでございますが、需給が緩和しておれば、おのずから低位になるわけでございすけれども、しかし、それだけでは安定しないと思うのであります。そこで、両当事者、つまり、メー

カー側と需要者側とが十分話し合つて、妥当な価格水準をきめるという方式をとって、そこで安定をはかつていく。その際、政府としては、できるだけいろいろな助言を与えたり、指導をして、話し合いが円滑に進むようにやうてまいりたい。どうしても話し合いがつかない場合には、政府自身が調停に乗り出す、こういう考え方でございす。また話し合いの結果として、低位安定の目的をはずれたような値段がきまつた場合には、変更命令を出して、取引価格自体を変えてもらう、こういう措置をとりたいと思ひるのでございす。

○倉八政府委員 いまの経済局長の答弁で尽きたと思ひますが、私も生産面からどういうやり方をするかということとを申し上げますと、豊富低廉な肥料を供給してやるといふのが私のほうの使命でございます。そのやり方としては、できるだけ合理化して、たくさんな肥料をつくるというのがまず第一の任務だろつと思ひます。これにつきましては、今後の技術の発展もありまして、ますます原単位も下がってまいりますので、豊富な、たくさんな肥料を十分供給できると思ひます。

もう一つの大きな原因は、永井先生御指摘のように、合成流安の比率がだんだん減つてまいりまして、回収流安あるいは副生産流安がどんどん出てくるというところが、何といひましても一番大きな支え柱だと私は思ひます。こういうのがどんどん出てきますと、豊富であつて、しかも常識的なコストを考えますと、安い肥料が出てくる。こういうことで、この両面から、われわれとしては、安くて豊富な肥料を供給して

やるという使命を果たしたいと思ひます。安定につきましては、いま松岡局長の言われたとおりであります。

○永井委員 ランニング・ストックをどのくらいの量考えておるか、そうして常にこれを確保するお考えがあるのかどうか、伺ひます。

○松岡(亮)政府委員 現在需給の計画で在庫を計算しておりますが、大体期末在庫を平均して一・一カ月、硫酸とか尿素というものは一カ月、高度化のものなどは二カ月、平均いたしまして一・一カ月見ておるわけでございす。これはただ季節的に若干の動きがございますが、特に輸出が非常に活況になる見込みがあるというふうな時期には、若干むしろ在庫を豊富にするくらいはの気持ちで運用していったほうが、国内に不安を与えないというように私どもは考えております。

○倉八政府委員 その点については、経済局長の答えたとおりでございます。

○永井委員 先ほど来価格の低位安定をどういうふうにするかといへば、豊富かつ低廉と、たいへんことばでは簡単ですが、そういうことが、変動、激動していく経済の活動の中で、行政措置だけでそう簡単にできるとはわれわれは考えられない、むしろ過去の十年間、あれだけの強い、ぴちっとしたコスト計算の上に立つた価格の形成の問題について、十年間かかって何にも何にもといへば諸弊がありますが、ほとんどおなじりのファクターより出てこない。そうして個々にわたつて追求してみますと、わずかな年間何百万円くらいの予算ではとてもそういう調査はで

きない、こういうことで逃げてきたわけでありす。でありますから、あれだけの法律の中でさえ、有権的にやう引き下げていくということが、この法律では私は何にも期待できない。口でたいへん豊富低廉なんといふことが、形容詞としてただ表現しておるだけであつて、実勢として効果ある具体的な発言ではないと私は理解するわけであります。

そこで、私は公取委員長にお伺ひしたいわけですが、この法律の中では、私は消費者として安心できる状況は何もない、ただことばだけであつて、実体がないと思ひます。ただそういう何もない、実体がなく、ことばだけで豊富低廉の安定価格だ、こういう約束を宣言的にしている。信用できるのは国内優先、こういうこと、国内優先もこれからの運用の中でのいろいろありますけれども、これだけは一応のワケの中で安心できる消費者としての条件ではないか。一応安心できる。そのほかは何も信用できるものはない、私はこう思つております。そういう安心できない条件と引きかえに、独禁法に穴をあけて、公然と大手を振つて協定の価格をなにして、そうして共同行為がやれる、こういうようなことは、私は、実際のこういう法体系の上からいきましても、非常にこれはゆがめられておるものである、こういうふうな考えるのですが、委員長はこれについて、公正な立場でひとつお答えを願ひたい、こう思ひます。これは望ましいことなのかどうか。

九

○渡邊(喜)政府委員 独禁法の本来の趣旨は、御承知のように、自由な競争によりまして、そこに生産性の向上もねらい、コストダウンもねらい、価格の低下もねらい、これが普通の本来の趣旨における独禁法のねらいだと思ひます。しかし、独禁法も時に全然統制的なものを認めないわけではない。過去におきまして、一応肥料につきましては、御承知のように最高価格のきめがあり、これは最高価格であります。経済の実態として、この価格でもって全部つくられるのではない。それで、今度、現在におきまして、すでにそれじやこの最高価格を廃止する機会におきまして、本来の自由競争の場にさらしていかうかという事になります。これは生産者の面にもあるいは消費者の面にもいろいろ不安があるというのが、一応今度の法案の趣旨であらうと思ひます。一種の団体交渉を双方でやるわけでございまして、しかし、私のほうで考えておりますのは、この団体交渉のやり方につきましては、農林大臣、通産大臣が相当強く干渉しております。場合によつては、その変更を命ずるとか、あるいは調停をなし得るとか、したが、いまして、法律の上で豊富低廉ということについてどこにも保証がないじやないかというお話は、これは一応考えられますが、結局問題は、この法文をどういうふうに通達していかうかという、その中身の入れ方の問題であらうというふうにして思ひます。同時に、公正取引委員会といたしましては、法案にございまして、きまりました結果が団体交渉でありますけれども、その双方の交渉の相手方同士がいれば力のバランスを得ていれば、おのずからおさまる

ところへおさまると思ひますが、その力のバランスがくずれているとかいろいろな関係がございまして、あるいは生産者側、あるいは反対側に一方的に有利なといったようなことになつてくる場合、あるいはその他いろいろな事項がこれにきめてあり、通産大臣、農林大臣は、この条項の趣旨に合致するものでなければならぬとなつておりますが、しかし、公正取引委員会としては、同じその条項でございまして、公正取引委員会の判断として、やはりこの条項に合致するか合致しないかというのを一応独自の観点で判断をいたしまして、そうしてこの条項に合致しない場合におきましては、これに對して公取委員会としましては処分請求をすることができ、処分請求をした結果として、両大臣がこれに對して新しい変更をしてくださればけっこうです。処分請求をしましても、なおかつその処分請求に應じないという事であれば、一応自動的に一カ月を経ればその本来の団体協定そのものが独禁法違反になり、したが、排除の対象になる、こういうことになつておりますので、現在の肥料二法から一応新しい姿に移っていく一つの過程としては、こういうような姿も考えられる。一応特にこれによつて弊害が大きくなるものではないまい、こういう判断で、公正取引委員会としてはこの法案に賛成しております。

○永井委員 価格の形成が需給の関係でございまして、こういうたてまえになつておることは、御承知のこととおもひます。そうすると、需給の関係において力のバランスがとれるような条件があるか。たとえば消費者が交渉した。メーカーのほうはこれ以下は安くできない。それは非常に消費者から見て不当だ、こう思う。不当だと思ひましても、現在肥料が自由化されておるわけではございません。じや国内のメーカーから買わない、ほかからわれわれは買う、こういう選択権というものは消費者にはないわけですか。やはりメーカーが、こういうふうな価格でなければ売れない、こう言へば、これは時期が迫ってくるわけでありまして、買わざるを得ない、こういうふうなこの法律は消費者にはことばだけを与えて、実質中身のあるものは何も与えられていない。そうして力というものは何も与えられていない。そうしてメーカーのほうには、独禁法に穴をあけて大手を振つてやれるという条件が法的に与えられていない。法体系からいつたて、これは非常にへんばなものでないか。また、経済の実勢から考へたて、この力関係からいつたて、こういうやり方というものは、あまりに消費者の農民をばかにした、いかにももつともらしく第一条というふうな、法体系的にこう組んでありますけれども、中身を見たら、宣言的でも何身はないわけですか。こういう関係で、一応独禁法という法律の、経済の交通整理をやつて重要な役割が、私はこの提案を承認したら果たせないのではないかという心配があるわけですか。それから最近、ことに開放経済を控えて、国際競争力を強加するのだというにしきの御旗で、独禁法を無視した動きがどんどん起つておる。最近カーの調査をしたという事は、私はやはり非常に公取に対する期待をして

おるわけでありまして、こういうふうな関係がどんどん私は共同行為として出ていけると思ひます。そういう風潮のなかから押えたい中で、ことにこういうもつともらしい顔をして、へんばな、力のあるものにさらに力を貸すというふうなことで、公取がこの提案を認めるという事は、私は納得できないわけでありまして、かつて横田委員長の時、独禁法を破ることに對して、本会議の演壇から、政府の提案に對して納得できないと言つてまでがなばつたことがあるのですが、公取がほんとうにがんばらなければ、私はこんなにあつさりめくら判を押さしたのではたまたまではないと思ひます。重ねて、公正な委員長の立場において、ことに信頼できる渡邊さんの立場で、この法律を一体どう評価されるのか、政府の提案を評価せよというものは無理かもしれませぬけれども、良心をもつてひとつお答えを願ひたい。

○渡邊(喜)政府委員 私は、商品の種類によつては、こういったような団体交渉が適正に行なわれ得ない場合があり得ると思ひます。しかし、事肥料の問題という具体的な問題を突いてみても、消費者は全購連がかなり大きな一つの組織を持っております。そして消費される肥料のかんりの部分を全購連がいわば大きな一つの買い手としてできています。これと生産者の団体との話し合いをするというわけでございまして、こういう全購連といったような一つの組織を持ちませんで、消費者が個々に生産者の団体と、あるいは小さな消費者のグループが生産者の団体と交渉するといふのでしたら、私は、これは名前こそ団体交渉であつても、とても力のバランスというものは得ていない、したが、そこから得る結果は公正であるとはいわれぬのじやないかと思ひますが、御承知のように、全購連がかなり大きな一つの買い手として相当の力を持っているという事を考えますと、やはりそこに一つの力のバランスという事も考えられるのじやないか。しかし、それだけでほうっておくといふつもりではございまして、同じ力のバランスがある程度得られるのじやないかと思ひまして、それが生産者のほうに一方的に有利なようなことになつていくとすれば、これはそのまま認めていくわけにはいけません。あるいはお互いが話し合いがつかないという場合には、両大臣が中へ入つて調整する。その場合にも、結局公取といたしましては、一応法律の上では二条二項の各号に掲げてあるような条件を具備するということをお願いされておりますから、それを具備しておるか、具備していないかという事の判断を、公取としてはまた別個になし得るわけでございまして、したが、是非はきめらるべきものと思ひますが、一応これだけのメカニズムができておれば、現在の肥料の問題としては、そう変な結果にならないで済むのじやないかというふうな考え方を持っております。

○永井委員 私の考えをもつてすれば、こういうふうにくそにもならない消費者へのことばだけを羅列して、それと引きかえに、メーカーに對して独禁法に穴をあけるという事は、かえつて経済秩序を乱すものである。それよ

り、これは、こういうものは何もなしに、行政大臣が口を聞くとかあつせんとか——こんなことを言つたつて、御承知のように、そういう問題が出る場合には、関係の人はもう農林省、通産省等の了解を得て、裏工作ができてやるわけですから、大臣のところで問題を処理するときには、そんなものは行政庁としては了解済みであるわけなんです。そういう関係で、もっともらしい顔をして大手を振つてそういうことをするよりは、こういうものなしに自由にして、どんな交渉させる。そして団体交渉でもしななかつたら、三菱系からこれだけでどうだ、あるいは住友系からこれだ、三井系からこれだ、そこに消費者が交渉して、安いところから購入するということになつて、もしその間に独禁法に抵触するよくなことがあれば、公取が経済秩序を守るためにやる、こういうふうにしたほうが、この法律があるよりも、私は公正な取引ができると思うのです。実際にこの法律にある手続だけを踏んでいけば、手続の上において欠けるところがなければ、値段が高いとか安いとかいうことは、基準がないのでありますから、なかなか簡単にいかないわけでありまして、いままではコスト計算でコストが基準になりましたから、いろいろな点でいいとか悪いとか、高いとか安いとかいう判断の基準がありましてたけれども、今度は需給の関係からきまるわけでありまして、需給の関係からいえば、国際価格からも上がるおそれがある。そういう中で独禁法で認める。そうして消費者は選択権がない。こういうことで、この法律はかえつて消費者、弱者をますますたたきつけ

て、強い者をますます強くする。経済秩序も独禁法がないにひとしいという結果になつてしまふ。公取委が活動する分野は、この法律の手続さえ踏んでおれば私はないと思う。百も御承知でしようが、重ねて今後の運営その他について考えを伺つておきたいと思ひます。

請求の権限を与えられておることは、われわれのほうもそれだけ責任を課せられておるわけでありまして。われわれとしては、その重要な責任を十分果たすだけの努力はしてまいりたい、かように考えております。

たとえば五年で廃止になりましても、輸出会社というのはいくまで存続いたしまして、その売り掛け金というのは、去年通過させていたきましたその法律によつて償却していく、こういうこととでございます。

○渡邊(喜)政府委員 この法律で認めておりますのは、消費者と生産者の間でもって団体交渉をして、価格についての取りきめをするということをしめておるだけでありまして、消費者のほうを抜きにして生産者だけで一方的に価格を協定するといったようなことは、この法律の趣旨ではございませぬから、もちろん独禁法にそのまゝひつかかります。抵触します。それから、結局話し合いがつかない場合、これは調停の問題がもちろんあります。しかし、なおかつ問題は、どこまでも話し合いのつくそのことだけを認めておるのではありません。消費者がそれではとてもだめだということ、協約の範囲内での価格の取りきめができない場合は、結局あとは普通の取引に帰らざるを得ない、こういう性質の問題だと思ひます。なお三条を見ますと、資料の交付と出さすとかいう説明も私も聞いておりますが、要するに、農林大臣、通産大臣から資料が出るか、過去において資料と似たり寄つたりの資料が出るのではありませんかという話も聞いております。これによつてあまりどちらか一方に偏するようないふことがないようにという点については、私も十分考慮しております。先ほども申しましたように、そうした場合におきましては処分

○永井委員 倉八局長にお伺ひいたしますが、輸出会社の赤字は幾らと査定されて、そして負債の償還を十年としてあると思うのですが、この法律がもし五年で廃止になる、こうした場合、十年を切り上げて輸出会社の償還を五年以内に償還すればいいわけですが、それが残つても、そのあと清算会社が残つて、償還は十年、こういうことになるのか。それから免税措置は総額どのくらいにきまつておるのか。そして輸出会社に対する赤字負債措置についての概要を、簡単にいいですから、お答え願ひたい。

○倉八政府委員 輸出会社に対する赤字は二百十五億でありまして、これは三十七年の十二月三十一日現在が二百十五億でございまして、これを十年間に償却するというところで、昨午国会に法律を出しまして、この特別償却措置の法律を通していただいたわけでございます。これは十年間の期間でありまして、それで、いま御審議願つておる法律が五年でたとへば切れた、その場合に、輸出会社の償却措置はどうなるかという関係でございまして、それは関係ございませぬと申しますのは、輸出会社というの、普通の商法に基づいた会社でございまして、ただ違ふところは、法律によつて一定輸出権能を与えられておるといふのがこの輸出会社の権能でございまして、もしもいま御審議いただいております法律が、たとへば五年で廃止になりましても、輸出会社というのはいくまで存続いたしまして、その売り掛け金というのは、去年通過させていたきましたその法律によつて償却していく、こういうこととでございます。

格は突き上げられる心配がある。さらに生産をしたらいいじゃないかというが、生産の面においても、中共向け輸出が増加しただけでもすでに九三%の操業度であつて、ソ連その他の引き合いが、まだこれはきまつておらないわけでありまして、そのほうから参りますならば、さらに現在の生産能力ではこたえていけない、私はこういうふうにおもうのであります。先行きどうかといへば、先行きは、プラント輸出等、相当ソ連、中共等が期待しておりますので、そういう設備、生産設備が向こうで完成しますと、今度は輸出が伸びなくなります。でありますから、向こうを見ずに、国内では生産の設備をそうがむし、さらに拡大はできない、こういうことになるかと思ふのであります。でありますから、その限られた五年間なら五年間の間に、相手方がプラント輸入によつて生産体制をまだ整備しない前に、こちらが相当の合理化をして、今度は、その以後においては、質で争う、価格で争う諸体制を整備するということ、今日国内の肥料生産に課された課題ではないかと私は思ふのです。そういうふうな時間的にもいろいろの問題があり、タイム・ラグを許さないいろいろな条件があると思ひます。その過程において、メーカーだけが合理化整備ができて、消費者のほうの農民にそれによつてたえることが十分にできないという、弱いところをしわ寄せがされるということ、この法律の運用の中では一番心配されるわけでありまして、その点から、行政的、事務的にどういう答えが得られるかと考えたのですが、豊富低廉な製品をたくさんつくればいいのだというだけのこと

で、あとは何も具体的なことは伺えませんが、そういう意味において、この法案についてはいろいろな角度から御質疑があると存じますが、この法案は非常にまじめな法案でない。いろいろ考えたが、この方法よりないという結論に達したのではなくて、現行の法律が過去十年間の実績から見ても業者から突き上げを食った。それを正すにすよ罪滅ぼしに今度はあなた方に都合のいいような法律をつくり出すよという発想でできたのがこの法案だ、こう思うのです。そういう意味において、大臣がせっかく見えたけれども、もう時間がありませんから、以上非常に不満であるということ表明しまして、質疑を終ります。

○高見委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 実は私は今度の新法の資料を見まして、まず第一に、生産費の問題、続いて現在の化学工業内部におけるところの構造の変化の問題、それから輸出の赤字に伴う国内価格との関連性、さらにまた現在の農家経営の中で肥料費の占める地位、そういう問題について、いろいろ話し合いをしてみたいと思つたのですが、時間の関係もありましたので、一、二点に絞って簡単に質問をしてみたいと思つます。まず第一番には、価格の決定についてであります。この法律を見ますと、価格を決定をされるにつきますと、いままでと形を変えまして、生産者と販売業者の団体交渉で価格の決定を行なうのだ、そして両者間で価格の決定の調整がつかない場合には政府が調停する、こういうふうな大體概念的にはなつてゐるようであります。が、そうしますと、事実問題があるの

です。というのは、これはたしか足鹿委員が本会議でも明確に質問していらつしたと思うのですが、御存じのように、酪農の関係におきまして同様のことが生まれてきておるのです。昨年の十月に、四大メーカーが一方的に値下げをいたしました。そこで、この問題に關しまして、酪農民から非常に損害があるという立場から問題を起したのです。ところが、その結果、農林省の側といたしましても、法的にこれを云々する権限がないという立場から、ずるずるこれが長引きまして、ついに明確な決定ができなかつた。そういう問題が一つある。さらにまた、先般御存じのように、乳価の問題が出てきた、生産者に対しては、一割に對して五円を上げる。ところが消費者に対しては、一合について二円を値上げをする。もちろんこれは最低であります。そのような状態で、消費者側から猛反対の運動が起つておる。また實際論として考えてみましたときに、私は委員会でも農林大臣にお尋ねしたのでありますが、一合合理化と稱するものは何だ。合理化という問題の中から、設備投資を大きく唱えていった。そこで、利子補給というたてまえから、とてもでないがやつていけない。人件費が高くなつたとか、そのほかいろいろなることをおっしゃいますが、その一番大きな根拠はどこにあったかと申しますと、それに伴うところの利子補給の問題が一番大きな問題である。そういうような状態で、非常に不合理ないろいろな合理化というものがあらわれてきておる。それと同様に、この価格決定に對しましても、いまいった両者間、当事者間で話し合いをするとおっしゃつて

も、實際に政府が調停に立つても、その調停に立つときの裏づけがどういう事柄を考へていらつしたるか、それをお聞きしておきたいのです。これが明確でない、また紛争を生じた場合においても、調停、調停と口では言いますけれども、實際的にはなかなかむずかしい問題が起つてくると、こう思ふのです。そういう立場から、ひとつ通産大臣から大きな立場で話をしてもいい。

○福田(一)國務大臣 ただいまの御質問でございますが、ただ調停といつても、何も基準なしに調停というわけにはもちろんです。そこで、資料を出すということに相なつておるのでありまして、詳しいことは局長から御説明を申し上げます。

○倉八政府委員 調停等にいく場合には、一般的に言へば、最悪の状態では、われわれとしては、できるだけ両者が良識ある立場に立つて、調停に持つていかなうということを目指したいのでございまして、もしも調停に持つていきまされた場合には、大臣のお答えしましたように、われわれとしまして、この法律に基づきましていろいろの調査も用意しておりますから、そういう調査、あるいは当時の環境、あるいは話し合いのいきさつを総合勘案しまして、その調停の具体的な問題に乗り出す、こういうことにならうかと思つます。

○中村(時)委員 いまの局長の話では私は納得はしない。なぜかといふことは、話し合いだとか、あるいは資料によるとか、その経過の推移によるとか、いろいろなことが出てくるでしょう。もちろん、その中には、先ほど私が質問しようとしておる生産費の問題等も十分出てくるわけです。ところが、いま生産費の問題の取り上げ方一つにしても、以前は単一に硫酸工業とされているなことをやつておつたのが、いまは総合的な一つのメーカーになつてゐる。そこで、生産費を打ち出すにも非常に困難性を伴うというやうな規定されてゐた一つの限界といふものが、明確に打ち出すことができないという状態になる。そこで、常識論として、この話し合いあるいは調停といふものが出てくるわけです。常識論として出てきた場合には、いま言つたように、片方の生産者は少しでももうけたい、消費者のほうは少しでも安くしたいということで、意見は対立する。そうすると、あなたがおっしゃるやうに、一つの権限も持たないで、ただ単に調停をするということだけでは、なかなかほんとうの基本線といふものは打ち出し得ないと私は考へておる。その事例をだからこゝろで、それは、それと同じやうに、ただばく然と、いま言つた話し合いによる経過であるとか、そういうやうな事柄で調停が得るものではないと私は思ふ。あなたはそれでできるといふ確信を持つていらつしますか。ならば、少なくとも新法の中に、そういう場合の政府の態度、立場、権利、そういうことを明確にする必要があるんじゃないかといふことを私は指摘しておきたい。大臣、どうでしょう。

○福田(一)國務大臣 いままでの肥料生産業者と需要者側との関係、いわゆる尿素でありますとか、そのほかの硫酸でないものについてもいろいろ話はあるわけでありまして、そういう関係等見ておきますと、まあ大體やはり常識的な線で話が進められております。もちろん、これは硫酸という一つの基準があるからでもありますけれども、私は、やはりそういう話し合いをした場合に、一方はどうしても売らなければならぬ立場にある、片方はまた使わなければならぬ立場にあるといふことであります。その間において何ら資料もなしにやるといふわけではございませんから、大體常識的な話し合いが行なわれるものである、こういうやうに考へております。それはそんなことを言つてもだめだ、こう仰せになりますれば、これはひとつやはりやつてみて――われわれは、やつてできる、こう思つておるし、中村委員は、そういうことじゃできませんよ、こうおっしゃる。この考え方の相違にかつてくるのじゃないか。どうしてもできないければ、まあ何かわれわれが調停をしなればいかにぬ、こういうことに考へてゐるわけでありまして、

○中村(時)委員 えらい変な意見の対立なんです、だからこそ、いま通産大臣に私は乳価の問題をお話したのですね。やつてみたら、なかなかそれがうまくいかないという事例があるので。あなたは非常に政治的手腕も大きいら、次は農林大臣にでもなつたら、ちゃんとこれはできるかもしれませんけれども、なかなか普通の農林大臣ではそれはいかにない。その事例がもう一つではなくて、二つも出てくるのですよ。だから私の言うのは、そういうときには、少なくとも事務当局もそういうやうな一つの権限を明確にしておく必要があるのじゃないか、こういうことなんです。それがルーズにさ

れているために、いろいろな問題の弊害が生まれてきている、そういうことなんです、あなたにそういう考えがあるかどうかというのを聞いています。話し合いということはいきなり決める、話し合いというのではいいです。これはきれいごとでいいことなんです、しかし、現実に入ったら、やはり利害相俦う場合には、一つの基準を明確にしておかないと、なかなかその問題でできない。そこで時間をずらしていくと仮定します。それで、話し合いだ、話し合いだといって時間をずらしていくと、施肥の時期をおくらせるような場合も出てくるし、その場合にはいろいろな別の問題が多々起こってくるという可能性もあるわけなんです。そういう立場から、この新法の中にそういう点を明確にしておく必要があるんじゃないか、こういうことを言っているわけなんです。

○福田(一)国務大臣 私は、この内閣の必要量は十分に確保するという立場においてやっておりますし、それからいまお話のあったような、この話し合いの場合にうまくいかなかったということになれば、どうしてもこれは調停をせざるを得ないと思いますが、この場合には、明らかに公表して、こういうふうなわけで、こういうふうな材料に基づいてこうなっているからこうしたんだ、こういう調停になる。理由は一つ一つ、この数字を基礎にしたものになりますから、大体そこでわれわれが非常に間違っていた調停をする、こういうことを前提にしてわれわれは考えておるわけじゃないので、そういう数字的な基礎をもとにしてやはり調停をいたしますから、私は大体納得を

ていただけるのだと考えているわけでありませう。

○中村(時)委員 あなたの政治的手腕というものに期待することは大なんですよ。大なんですよけれども、私はいま言ったように、両方の利害相俦う、これから起こってくる生産費の実際の出し方にしても、私は、いままでの確安率一にやっていたときと違って、総合メーカーになっている今日においては、その生産費の出し方も非常にむずかしい問題が出てくるだろうと思うのです。そういう立場から、数的な根拠というものはなかなかそう簡単にはやってみて持ってくるだろうし、またその生産者の生産費そのものが適正なものであるかどうかという判断も、技術的な非常にむずかしい問題が起こってくると思います。

そこで、もう一点お聞きしておきたいのは、そのことを取り上げてどうにかこうとか申し上げませんが、少なくともここしばらくやられると仮定します。やってみられて、どうしても調停というものが私の言っているような不本意な方向に流れていくような可能性が出てきた場合には、あるいはそういう問題を明確にする意思をお持ちであるかどうか、その点をお伺いしておきます。

○福田(一)国務大臣 これは中村委員もよくおわかりのことと思いますが、やってみて、そのとき、だめだ、うまくいかなかったらどうかというの、われわれとしてちょっとお答えしたいかねるので、これでやれると思つてこの法律を出してやるのに、やってみたらめなら、もう最初から考えておいたら

いいのじゃないか、こういうことにも相なるかと思うので、われわれとしては、これでやらしてみたい、こうお願いをいたしておるわけでありませう。

○中村(時)委員 だから、それがあなたの政治家らしいところなんですよ、やらしてみよう、やってみよう、実例はそうやって二、三あるのです。だからこそ、今度の酪農振興法の問題も、政府が出すと言いがら、これは困ったというので、また引つめてみよう、すね。いま一年間経過を見てみよう、こういうことになった。だからその方向からいいますと、旧法の二法をそのまま継続、一年くらい延期しておいて、そしてその経過を見て、その結果どうしようという考え方も、逆説的にいけば成り立つわけなんです。しかし、そのことを一々取り上げていたら時間がありませぬので、その点は意見がお互いに違っているわけなんです。私は、できる、できぬを言っているわけではないのです。できなかつたと仮定した場合、できると仮定する場合、両方考えていくのがほんとうの政治のあり方だろう、私はこう考えておる。

ところが、あなたはできるという信念に基づいて云々されておる一方的な御発言なのですが、私は、やはりできない場合も起こり得るという可能性もあるんじゃないか、こう見る。そこで、そのような場合には、やはり新法の手直しもしないか、ならぬじゃないか。いまからそういう心がまえええあれば、おそれる両者ともやられたら困るという側は、やはり話し合いの中に、よりよき方向を見出すという考えになつて、あなたの考えている方向に一步で

も近づくのじゃないか、私はこう思つておる。それも政治の一つのあり方であらう、私はそう思つておるのです、どうですか。

○福田(一)国務大臣 御意見として承らしていただきます。

○中村(時)委員 それでは次に、合理化について、ちょっとお尋ねをしたいのですが、合理化ということは、先ほども通産省の局長がお話しておりました、合理化ということとは、まず第一に質をよくするという問題もあるだろう。それから量的な問題もあるでしょう。それから価格を安くするということが、最終的な問題としては取り上げられてくるだろう、こう思うわけなんです。そこでお尋ねしたいのは、たとえば昭和三十八年度の輸出の赤字処理として百三億だったんです、それから体質改善として百六億です、それからそのほかに減税の問題、財政の処置の問題等々含めて、大体保護といひますか、補助といひますか、そういう面で政府が投入していったものが、大体どの程度の金額になつておりますか、ちょっと知らしていただきたいのです。

○倉八政府委員 従来のいわゆる赤字をどうやって埋めたかということでございますが、それはいわゆる赤字といふのが二百二十五億、その中で、実質の赤字が大体百二十五億と政府は計算をしたわけでございします。その百二十五億をどう埋めたかということでございますが、それはいま御指摘の租税の減免税ということによりまして五十二億、それから残りの七十億程度は――これも御指摘の百三億といふのは、従来各企業体が銀行から借りておりましたのを

肩がわりをやりまして、この百三億を貸してやった。これは決してくれたわけじゃない、貸してやった、貸してやったその金利の差が、複利計算すると七十億程度になる、こういうことで、昭和三十八年度一月一日からは、全部輸出の赤字というものは、われわれとしては計上してありません。

○中村(時)委員 そのほか、減税の方向は、特別措置法によつてどの程度のものになつていきますか。

○倉八政府委員 減税措置というのは、輸出の赤字を、たとえば経費で落とすとか、あるいは損失とみなしたというところ、これが五十二億でございます。それから昭和三十六年の第一次計画を立てたとき、低利の開銀資金を八十億出すということで、たしかそれが入つておりました、開銀の八十億の融資と、それから租税の特別措置によりまして数字がきつきます。お答えしましたとおり五十二億でございます。

○中村(時)委員 いろいろなことがあつて、しかし、きょうはそのことを私は取り上げて追及しようとは思つておりませぬし、その問題はいつれ時期を見て明確にしていきたいと思つておりますが、ただ、いま私がなぜそれを聞いたかという、通産大臣は政治的には非常に感度の鋭い人ですが、そういうことまではあまり深くは御存じでないと思う。そこで、それほど膨大な数百億の金を援助して、いま言った利子だけでもこれは数十億に上る、こういうふうなところになつておる。そうしますと、コストを下げようという考え方のもとに、実際には減価償却費が非常に増大してくる、おわかりになるらうと思つたのです。そうしますと、コ

ストを下げるよりも、減価償却費の一部を償却していくために、実際には破安の価格というものはなかなか下がるような状態にはないと私は判断するののです。せつかく合理化と叫んでおつても——私の言っているのは現状ですよ。現状では合理化をしようとして、合理化をする以上は、一つの目標の価格を私は設定しているだろうと思うのです。そういう立場において、一体目標の価格としては何十ドルを目標にしてやっっていच्छるのか、それをちよつとお聞きしておきたいのです。

○倉八政府委員　確かに御指摘のように、償却というのが非常に大きいウェートを占めておりまして、これは大體九年償却というのが肥料工業の原則でございますが、これがいま相当な負担、それから金利の負担も大きいということは、全く御指摘のとおりでございます。それで、将来、疏安の値段がたとえばどのくらい下がるか、何百何十円になるかということ、これはとても私、はっきり申し上げられません。と申しますのは、今後のたとえは労賃の問題とか、あるいはこれを使う諸物価の動向というのが非常につかみにくいのでございまして、幾らということでは言えないのでございますが、いま現在五十ドルにしている疏安というのが、ここ二、三年でその五十ドルを割るということは、これははっきり申し上げてもよからうということでございます。まして、それ以上の具体的な数字はちょっと私のほうでも、はっきり申し上げてわかりかねるのでございまして、その傾向だけを御了承願いたしたいと思います。

○中村(時)委員 せっかく通産省に福田通産大臣という、いまお聞きのとおりの方ならば政治家がおる。そうすると、あなた方が立案するときには、国民の血税をむやみやたらにただ合理化という資金によって赤字処理をするとか何とか、穴埋めをするだけではなく、一つの目標を持たなくてはならない、私はそう思う。だから、そういうようなものの処理もいいでしょう、あるいは体質改善に伴うところの一つの援助もいいでしょう、さらには租税特別措置法によって税金をまけるものもいいでしょう。しかし、そういう事柄をやるという前提は、ほんとうに消費者に対して大体どの程度のものがどうなるかという一つの目標があって、初めて行なうべき筋合いのもので、こう私は思っております。ところが、それがばく然としておって、そしてこういうことがありました、ああいうことがありましたでは、行政担当官としては、大臣を補佐していく意味において十分なものではなかったと私は思うのです。あなたのお答えではそうでしょう。あなた、うなずいているから、そうですということにしておきましょう。だから、そういう点は今後いろいろなところにあると思う。私は何も、自民党がどうか、社会党がどうか、民社党がどうか言っているのではない。そういう立場でほんとうにものを真剣に考えてほしいということです。そのことだけは胆に銘じて局長はよく考えておいていただきたい。

それから、そういうような立場から考えてみますと、いまの合理化という問題は、今後においては値が下がってくる、こういう見通しがついてくるわ

けです。一応の基準が生まれてきたのですから、今後において値が下がってくるという場合に、一点私は公取委員長にお尋ねをしたい。現在、公取の申において、あなた方が独禁法という立場をとっていらっしゃる。そこで、このカルテルの問題が出てくるわけなんですか、あるいは自然独占であるとか、いろいろ認められたものがございます。それに反対する立場もありませんけれども、一応表面的には認められておる。その場合に、こういう平常時において行なわれてくる価格カルテル——これは不況の場合は別ですよ。平常時においてそういうことを認められるかどうかという点を一点お聞きしておきたい。

○渡邊(喜)政府委員　この肥料のカルテルのように、いわば特殊の団体交渉による価格取りきめというのは、ある意味において私は異例なものだと思っております。したがって、ほかの商品にこれが広がっていくべき性格のものとは思っておりません。ただ、肥料につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、買手手のほうは全購連のような相当大手もございますし、したがって、その売り手と買手との間の力のバランスというものもある程度考えられる。特に過去において肥料二法というものがございまして、一応最高価格とは言いながら、それが実際上は一本価格として取引された。それをやめた場合に、すぐ普通の自由競争場裏に離すのは、一体どんなふうな姿になるか考えられない、いろいろ危険もあるというので、いわばこういったよ

うな姿をとうとうというのがこの考え方であらうと思いますし、その意味においてのみ、われわれはこうした意味の団体交渉に一応やむを得ないものとして賛成した、こういう考え方でございます。

○中村(時)委員　あなたの考え方は考え方でけっこうですが、へたをする、と、代弁しておるだけという考え方になっておる。というのは、それじゃ牛乳の乳価の問題は、結論をどうつけられましたが、これからいろいろ起こってきたですよ。特に農業方面におきましては、農業協同組合というものが現実にあるのですから、団体交渉というものはたくさん出てくると思うのです。たとえば飼料の問題だって出てまいります。いま言った乳価の問題だって出てまいります。肉の問題だって出てまいります。そういうふうにあなたは異例とおっしゃいますけれども、異例ではなくして、特殊な例ではなくして、大体農業を対象にしていた場合には、かなり大幅にそういう実例は私には出てくると思うのです。その場合に、あなたのようにこれは異例だから異例だからといって認めていくならば、おそろくたいへんな問題が私は起こってくると思うのですが、公取委員長、どうお考えですか。

○渡邊(喜)政府委員　農産物の場合において、確かに、たとえば生糸のようなものについての団体交渉というのは、これは現在法律に一応載っておりません。それで、乳価の問題などにつきましてそういう話がまだ出ておりませんが、将来どうあるべきかという問題、いまのところ、私はそういった方向にものを考えていく必要はないの

じゃないかと思つております。その場合におきましては、先ほど申しましたように、きわめて特殊な事例として、一つの過渡的なものとして考えていいんじゃないかという意味において、われわれは賛成しておるわけであります。

○中村(時)委員 通産大臣もお忙しいわけですから、実は先ほど言つたように、まだ四、五重要な点が残つておりますけれども、これはまたあとに譲りまして、ひとつ委員長にお願いしておきたいのは、質問するときにいつも、二、三十分ということではどうも質問にならない。だから、今後は十分そういう質問の時間を最初から計画をしていただきたい。

それから最後に、一点だけ大臣にお尋ねしておきたいのは、私は、いまの新法よりも、逆に旧二法のほうが、農民の立場からいつた場合、要するに消費者の立場からいつた場合には、ある程度の明確な線が考えられるのじゃないか、こう思うわけなんです。そういう意味において、現在の旧法の二法をどのくらいか延期をして、そうしてその状況のいかんを見て、その結果新法を出すという考えがもしもの場合にはあるかどうか、その一点だけを最後にお聞きしておきたいと思うのです。

○福田(一)國務大臣 前の旧法、現行法とただいま出しておる法律との比較でございますが、われわれといたしましては、もういまの段階では、新しい法律のほうがいいと考えておるわけであります。もちろん、いまあなたの中心に考えたらどうかということになると、あるいはあなたの御意見に賛成

いたすべきかと思うのでありますけれども、しかし、すべて国の政治というものは、農民と言わずだれと言わず、全体がみんながうまくいくようにというものがたてまえでございまして、いまの新しい事態では、今度の新しい法律のほうがいいんじゃないか、こういうふうな考えておるわけでありま

す。

○中村(時)委員 約束どおりの時間で、一応打ち切ります。

○高見委員長 芳賀君。

○芳賀委員 渡邊公取委員長にお尋ねしますが、肥料法案の中で、独禁法の適用除外をうたっている条文は、第二条の第一項と第十一条の第一項ということになっておるわけですが、審議の都合上、公取委員長としての見解を尋ねておきたいと思うのです。

まず第二条第一項によりますと、「硫酸アンモニアその他価格の安定を図ることが特に必要であると認められる肥料であつて政令で定めるもの(以下「特定肥料」という)の生産業者及び販売業者(第五条の輸出会社を除き、特定肥料を生産業者から直接買入れるものに限る。以下第四条までにおいて同じ)は、その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して、締結の日の十五日前までに農林大臣及び通商産業大臣に届け出て、特定肥料の価格について、取決めを締結することができる。つまり、この中の価格とりきめに対する共同行為というものを、これを独禁法の適用から除外するということになるわけでありまして、この中でうたつておる「その双方又はいずれか一方がそれぞれ共同して」この点をどう解釈されるか。その双方の共同行為、いずれか

一方の共同行為というもののについての公取委員長の渡邊さんの解釈です。

○渡邊(喜)政府委員 きわめて典型的な例として考えられますのは、一応生産業者のほうは相当の幾つかの会社があつて、それが全購連のような、かなりまとまつた肥料を取り扱うものと一応話し合いをしよう、こういったような場合を頭に置いておるものと私は解釈しております。したがういまして、たとえば非鉄金属の場合でございまして、たとえば一種の不況的な特殊な状態を前提にした団体交渉の規定が一つあります。その場合は、生産者のほうも利用者のほうも、その双方ともそれぞれ一つの団体をつくりまして話し合おうというのです。したがういまして、こういう団体交渉は、その双方がそれぞれ共同してというのが普通の姿でござい

ますが、しかし、おそらく肥料の場合におきましては、そういう場合もあるかもしれませんが、相手は全購連一本、片方は肥料の生産会社が数会社共同して、います。こういう場合が一応頭にあると思います。したがういまして、双方または一方、こういったような書き方になっておると思ひます。

○芳賀委員 抽象的な解釈である。この法律にいう具体的に行なう双方というのとは、肥料の生産業者においてはわかるが、需要者の立場で双方の一方というのとはどういふふうに解釈されますか。双方というのは生産者と需要者をさして双方というと思うのです。

○渡邊(喜)政府委員 ここで「双方」と書いてあります意味は、私はこう解釈しております。双方がそれぞれ共同する場合に、これが一つ考えら

れます。それから片方が共同し、片方は一方だけである、共同してなくて一人だけである、こういう場合が考えられます。通常こういう団体交渉の場合でありますと、それぞれ共同してという姿が普通なのでございまして、肥料の場合におきましては、一応全購連のようなものが頭にあらるものだから、したがういまして、片方の交渉相手は全購連だけになるということも想定されて、双方または一方、こういう書き方になっておると思ひます。

○芳賀委員 その点なんです。だから、この法律の適用の場合には、双方が共同してというのには必要なくなるのですか、必要あるのですか。

○渡邊(喜)政府委員 双方が共同する場合も、一応考え方としては考え得る場合もあるかと思ひますが、何か具体的に一応想定されるものは、相手が全購連といたつたものを考えている場合もあるのですから、双方が共同してというだけでは済まないもので、双方または一方、こういう書き方をしている、こういうふうな考えております。

○芳賀委員 双方という場合、当然全購連というものは、法律上の規定からいっては何も出てこない規定ですが、これは農業協同組合法の第十条第一項の各号に、それぞれ農業協同組合の行なう事業の範囲というものが規定されておるわけですね。ですから、その事業の一部を、たとえば全購連の場合は、農業協同組合の範囲の購買事業に類するものを行なつておる協同組合連合会ということになるわけですから、その団体の根拠というものは、あくまでも農業協同組合法に基づいて事業を行なつておる団体ということになるわけ

ですね。それが肥料を直接使用する生産農民の結合した組織であるということになるわけですから、この共同行為をやるといっても、協同組合が法律の保護を受けて共同行為をやるという規定をここで打ち出す必要はないんじゃないですか。協同組合法それ自身が共同行為をやれることに仕組みられておるわけでありまして、独禁法のたてま

えからいっても、独禁法二十四条の規定に該当しない限り、協同組合の行為というものは、共同行為としてやれるわけですね。何もこの法律で、双方が共同行為をして、その行為というものは独禁法から適用除外するというものを、協同組合に対して、生産者の団体に對し、あらためて保護してやる必要はないんじゃないですか。

○渡邊(喜)政府委員 その点はお話のとおりでございまして。ただ要するに、全購連なら全購連という団体と、交渉の相手方になる生産者のほうが一社であれば、もう別に独禁法の適用除外とかなんとかという問題は全然ございませぬ。ただ、全購連はここにいう販売業者です。生産業者のほうは数社あるいは数十社一緒になまして、しかもお互いの意思の疎通をはかりながら、全購連なら全購連を相手にするとすれば、全購連のほうは別に問題はあ

りませんが、生産業者のほうでもってそういう話し合いをし、そこで協定を結ぶということ自体が、独禁法の問題が出てくるわけですから、したがういまして、法の第二条の適用除外があるわけです。全購連の場合だけだつたら、別に双方が共同するわけがないので、相手方である生産業者だけが一方は共同行為をする。しかし、そうでない場合

も一応想定されるということに、買手のほうも共同行為、それから売り手のほうも共同行為ということも考えますが、しかし、全購連が片方の交渉相手の方である場合におきましては、ここにいつているのは、一方が共同行為をして、そして相手方の全購連なら全購連と話し合つて協定を結ぶ、その場合において、生産業者のほうも共同行為をすることが、独禁法の問題になりますので、この規定がある、こう解釈しております。

○芳賀委員 それはあたりまえのことをあなたは言っているだけだ。そうでしょう。農業協同組合というものは、需要者の立場ですね。団体交渉のできるのは最初からきまつておるじゃないですか。そうでしょう。だから、この法律で、双方がそれぞれ共同行為をして肥料の価格取りきめに対して行なう行為というものを、独禁法から適用除外をするというのを書く必要はないのです。農民が肥料を必要とするわけですからね。その必要とする農民が農業協同組合に参加して、それで農業協同組合の規定のもとに、第十条の事業目的をそれぞれ行なつておるわけだから、この場合も、協同組合が生産者と団体交渉をやるといふことは当然なことでありまして、全購連でなければできないというふうな、そういう限定された考え方が間違っておるのです。いいですか、全購連でなければできないんじゃないでしょうか。農業協同組合のいらない法律について、たとえば政令あるいは省令に規定する、その規定に基づいて、生産農民

○松岡(亮)政府委員 この問題は、肥

料の販売業務の実態から申し上げなければならぬと思ひます。双方の共同行為というのは、実際にはあり得るわけでございます。というのは、商人系のものがございまして、確かにいまお話がありまして、商人系は五〇%以上のシェアを持つておるものがございまして。したがって、単独でこの協定の交渉には参加できないわけでございますが、全購連と共同して協定をメーカーと結ぶということはできるわけがあります。特に元売り関係八社、商社がございまして、そういうのは相当なシェアを持つておりますから、全購連と一緒にならば共同行為をやつて当事者となるわけでございます。もちろん、農協は独禁法の適用が排除されておりますから、農協だけでやる場合はこういう規定は要らないわけでございます。

○芳賀委員 そういことがわからぬ

で聞いておるのじゃないのです。だから、この法律の趣旨は、一方の需要者は、農業協同組合が需要者である農民を代表しておる。その農協というものは、生まれたときから独禁法の適用を除外されておるから、わざわざこの法律に、双方の共同行為またはいずれかの一方的な共同行為による価格の取りきめなるものは独禁法の適用から除外しますというのを書く必要はないじゃないか。書く理由、目的というものは、これを書いておかぬと、一方的にメーカー側だけにこの価格取りきめをやる場合に共同行為をさせて、もうしてその行為を独禁法から除外しなければならぬということになるから、それでは肥料新法は、現行法に比較した場合においても、特に肥料メー

カーだけに利点を与えるために、優位性を与え、あるいは有利な条件の場を与えるために、この法律をつくつたんじゃないかというところが直ちに指摘されるわけですよ。それをばかすために、農民を欺瞞するために、いや、双方いづれかと書いてあるから心配ないじゃないかといつて、善良な農民であるとかあるいは農協を——連合会くらいになればあまり善良とはいへぬが、末端の単位農業協同組合とか、それに参加しておる農民の諸君は、こういうふうにして書いていますと、いかにも相互的に共同行為をやる場合に独禁法の適用から除外してくれるということが書いてあるからいいじゃないかといふことになると思ひます。ですから、もう少し良心的に、この価格取りきめをやる場合にはメーカー側だけに独禁法を排除して共同行為を認めるのだということをや、むしろ正直に書いたほうがいいわけなんです。その点を公取の立場からどういふふうに判断しておるかというのを私は尋ねたわけなんです。

○渡邊(喜)政府委員 相手が全購連一

つに限定されれば、お話しのような理屈は当然出てくると思ひます。ただ、その場合におきまして、私のほうで伺つておるところでは、全購連が対象になることが考えられるけれども、それ以外の商社と全購連が一緒になつて団体交渉することも考えられる。したがつて、その両方がいき得るようになつたから、こういうあらわし方になつたことをわれわれは一応了承したわけですよ。したがつて、相手は全購連一本に限るのだといふふうに、それがはつきり表へ出していれば、適用除外の対

象になるものは製造業者だけに限る、全購連のほうは問題ないですから、その点を法文にはつきりさせるといふこと、これは考えられますが、一応想定される場合は、大体全購連が想定されるが、それ以外の商社と全購連と一緒になつて団体交渉することもあり得る、その両方を一応排除したいということから、こういうふうな書き方になつたものと了解しております。

○芳賀委員 もちろん、農協以外の取

り扱いとか、メーカーから農協以外の肥料業者が肥料を買いつけて、そうして農民に売り渡すことをわれわれは否定はしていません。ただ、制度的に、現行法では国が硫安の最高販売価格を定めて、そうして取り引きあるいは保管、あるいはまたメーカーに対する生産命令、譲渡命令、あるいは国内の硫安価格をきめる場合においても、国内の需要分のいわゆるバルクラインにおける低コストの会社から加重平均と原価計算をしたものを積み上げて、そうしてこれを調整勘案したものを国内の最高販売価格というふうに規定して、その範囲内で取り引きをさせておつたわけでありまして、御承知のとおり、現行法のいまの制度はこの七月一ぱいで時間切れになつて、同じ肥料を扱う法律ではあるけれども、内容的には全く異質なものでありますからして、現行法に比べて、これをどう扱うんやないかといふものではないわけですよ。その筋合ひのものは、今度の新法の目的は何であるかといふことになれば、一番大きな中心問題は、やはり肥料の価格というものは、相互の交渉の場においてきめるという場合、政府が最終的には有権的な価格の裁定をしないということであ

れば、あくまでも相互間の話し合いできめなければならぬということになるわけですよ。その場合、メーカー側と需要者側それぞれの立場に立つた場合には、必ずしも利害関係というものは同一ではないわけですよ。そうすると、利害関係の異なつておる立場のものが相互に交渉して一定の価格をきめるということになれば、やはり相互の立場における有利な条件とか発言権の内容の強弱というものが、かつて価格決定の成否を決することになるわけですよ。だから、現在の制度のもとにおいてやるときには、全購連というものは、少なくとも全国の農業協同組合が参加しておる。全国連合会というものは、単に全購連に限りませんが、常識的に考えれば、相当強大な経済行為をやれる組織であるといふことは、一応考えられるわけですよ。これに對しましては、やはり政策上の見地から、独禁法の適用を除外しておるということになれば、農協は適用除外をされておるのですから、だれに對してもそのものずばりで交渉とか取引がやれるわけですよ。その場合、メーカーに独禁法除外の共同行為の場を与えないで交渉したほうが有利であるか、わざわざ独禁法の適用を除外して、共同行為でやりなさいといふことを法律でメーカー側を保護して、そして農協側と交渉させる場合と、いづれがメーカー側にとって有利であるかといふことは、おのずから判断ができる点なんです。だから、われわれがどういふふうに冷静に見ても、メーカー側に独禁法の規定除外の強い保護を与えて、そうして実際中身は、弱小な農協を中心とする農業関係の組織

の力をさらに弱めて、そして相互の話し合いによつて価格取りきめをやらせるといふ考え方の法律であるといふことがわかれたいのであつて、この法律がいい悪いといふことは、われわれが最終結論を出すことになるわけであつて、そのくらのことが渡邊さんの煙で見抜けないことはないと思ひます。連合会とかほかの販売業者が共同してやるなんというところは、やはりやれるけれども、肥料問題に関する限り、そういうことは実際はやらないのですから。もうちょっと率直な御意見を述べていただきたい。

○渡邊(喜)政府委員 結局お話のよう

な問題もあると思ひます。ただ、過去において最高価格をきめていた、それがいわばその価格を基準にして、そして取引がなされていたといふようなことから、一応あつたものを全部やめにして、そして普通の取引に戻す。それはなるほど全購連とかなんとかいふ大きな組織がありますから、むしろそのほうがいいじゃないかといふことも考えられますが、逆にそれによつて、また需給関係とかいろいろな点で不安もないじゃない。そこで一応その中間的な、過渡的なものとして、そうした簡単なことばで団体交渉と言いますが、団体交渉といふ場をつくつたらどうだろうか、こういうのが政府でありますか、農林、通産の考え方でありまして、そういうふうな場合に、おきましては、おのずからその場合において、ただ交渉にまかしておくと、ただではございませぬ。農林大臣、通産大臣が相当強い監督なり干渉ができませんし、また調停もできる。結局、これが締結されなければ、お話のとこ

ろに戻ってしまふ。そうし得るという道を聞いたというわけなんですから、結局両者の話し合いがつかない、調停といつても、調停がつかないことになれば、これは結局本来の一人一人の会社と交渉するという問題に返ってきます。(共同行為はやれるのか)と呼ぶ者あり)その場合は、メーカー側の共同行為というのは、独禁法にそのまま抵触しますから、締結のできなかつた場合です。したがって、そういう意味において、こういう場が一応想定される。それならそれでもってこういうことを考えてもよからうという考え方があります。

○芳賀委員 そこで、かりにこの法案が通つて——われわれ了承できないから、通るとは限らないが、かりにこの法案が通つたとした場合には、この法律によって運用されるわけだが、その場合に、事実問題として、需要者を代表する全購連が、単独でメーカー側と価格取りきめの交渉に入るということになれば、その場合には、全購連は独禁法の適用を除外してもらわねども本来の立場でやれるわけで、そうなるに、メーカー側だけがその交渉の場合に、この法律の規定によって価格がきまらなければ、この独禁法適用の関係は発動されないという話ですが、とにかく向こうはこの法律に基づいて、共同行為体制を整えて全購連と交渉を開始するということになる。そうならば、法律をつくるときには、全購連と他の肥料取り扱い業者が共同行為をする場合もあるかもしれない、そういう予見、予測の上に立つてこの法律が策定されたとしても、事実問題としては、一方は全購連単独であつて、一方

はメーカーの共同行為であつたということになれば、法律は通つちやつて、法律がそれを強要しておるのだからどうしようもないということになります。その場合は、先ほど渡邊さんが言われたとおり、この双方またはいずれか一方というこの点は、全購連が終始単独であるという場合には、メーカー側だけに一方的に法律で共同行為を認めるといふことは、これは問題がある。そういうことで最初からするところならば、これは認めたいというような御趣旨の御発言がありました。その点はいかがですか。

○渡邊(喜)政府委員 ちょっと意味がよくわからなかつたのですが、要するに、全購連だけが片方の相手方で、それでメーカー側だけが共同するというのであれば、まあ事実問題として少なくとも法文の書き方は変わってくるわけです。私のほうで、一応全購連だけを相手にして、メーカー側が共同してこういう、平俗なことばでいえば、団体交渉をするのはやむを得ないであろうと考えましたゆえんのものは、現行肥料二法で、かなり生産の問題にしても、輸出の問題にしても、相当やかましい規制があつて、そうして少なくとも国内肥料というものについて相当供給を確保しようということもやられておる。値段についても、一応最高価格がきめられておる。そういう姿から一ぱんに全部そうした統制のワクを抜かしてしまつてやることは、少しメーカーに激し過ぎはしないか。したがつて、一つの過程としてこういったような姿が考えられるのではないか。まあ、農林通産両省のそれが御主張であり、われわれとしても、そういった姿

がやはり一つの中間的な過程としては考えられ得るのではないかと。この法案に賛成したわけですが、

○芳賀委員 その点のところがどういふですが、それでは最初から需要者側は全購連一本であるということが明らかになつておつても、メーカー側にこの際共同行為の場を与えて、そうして独禁法の適用を除外して、価格とりきめをやらしたほうがいい、過渡的には、そういうお考えなのですか。

○渡邊(喜)政府委員 単に価格という問題だけではありませんで、いろいろな各方面の例もありますし、全購連そのものも相当大きな組織体でありますし、しますから、一応従来の非常によかつた統制の過程から一つの自由な姿に移つていく過程においては、やはりこういう過程があつてもやむを得ないのじやないか、かように思つております。

肥料問題だけでなく、今後製造業者と消費者との間において、これを一つの既成事実として、他の国民生活に重要な関係のある製品についても、メーカー側だけにこの種の共同行為を認めるといふことになれば、ただでさえ物価高騰で国民生活が圧迫されておる中において、ますますメーカー側にカルテル行為をやらせる、あるいは管理価格を形成させるといふことを、一方的に独禁法上除外してやりました場合にはどうなるのですか。そういうあらゆる面に対する配慮をして、そしてこの種の法案に対して公取として同意できるとかできないとかいふ態度をきめておかぬと、だんだんあなたの御意見を聞く

と、需要者は単独、全購連一本でやろう、メーカー側だけに共同行為というものゝを認めるのは、過渡的段階においてはやむを得ぬ、こういうような公取の明らかな御方針のようであります。この点は、われわれとしてもあなたの見解に対しては同調できないと思ひますが、もう一度御意見を伺ひたいと思ひます。

○渡邊(喜)政府委員 私が最初に申しましたのは、全購連と消費者が買い手側として共同する場合もあれば、全購連一本の場合もあり得る。そういう両方が可能であるような法文の構成になつております。これが一つの話です。それで、あなたが話を詰めてきて、そして全購連一本の場合なら、全購連に関する限りにおいては何か適用除外の問題は要らぬじやないか、これは私もおつしやうと思ひます。ただ、そうならば、その場合において、それじや全購連のほうは一本の体系になつておる。これは法律上当然許され

ておる。別に特別法の問題とは関係ない。生産業者だけについて共同行為を認める、そういう片方だけについて独禁法除外の問題になつてくるのじやないか。これは要するに生産業者のほうにだけフェアプレーを与えることになるにだけなつかないか、こういうお話にだんだん詰まってきたわけですが。その点につきましても、一応現在の肥料二法の関係から、そこには供給の確保だとか、いろいろ価格の問題だとかいふものがありまして、そしてそれなりに現在まで役に立つてきた。ただ、肥料二法を今度やめようという場合に、全然野放しにしてしまつて、買い手のほうは全購連があるからいいじやないか、こういう考え方もできると思ひますが、やはりそこには何か不安がある。運営の上にも不安がある。そこで、通俗なことばでいえば、団体交渉の道を開きたい。生産業者のほうは当然適用除外がなければなりません。全購連一本ならば、こちらのほうはかまいませんが、これも消費者と連合する場合もあり得る、こういったようなことで、一応こういう法文の体裁になつております。ただ、その場合におきまして、もう一ぱん繰り返して申しますが、農林大臣あるいは通産大臣として、これに対して相当やかましい干渉をする、あるいは公取としても一応干渉できる権限を与えられておる、こういうことになつておりますので、一つのそうした過去における肥料二法との関連から考えて、こういった行き方がやむを得ないのではないかと申したわけでありまして、したがらぬ限り、これがほかの農産物なり何なりにどんどん広げていくかいかないかという問題は、必ずしも

私はすぐそれでけつこうですと言つても毛頭ございせん。

○芳賀委員 次は、法律上のことばと法律には、需要者である農業者、その組織体である農業協同組合、それらの行なう肥料扱いの行為を販売業者と規定しているわけですが、一体農業協同組合の肥料、生産資材あるいは生活資材を扱う事業というものは販売事業であるか、その事業を行なう協同組合がはたして販売業者という規定に当てはまるかどうか。これは渡邊さんは別に法制局長官でないから、的はずれかもしれないけれども、しかし、公取の立場から見た場合、団体とか業者の法律の規定というものは、名前は何でもよいというわけにいかぬので、この機会に、法律でいう生産業者は、これはメーカーということに明らかになつてゐるが、販売業者の規定に、農業協同組合の組合員に限って生産資材あるいは生活資材等を供給する事業というものが当てはまるかどうか。これはどうお考えですか。

す。ですから、協同組合の行為自身は農民の行なう行為なんです。だから、協同組合が組合員である農民と別な立場に立つて、農民に肥料を売ってやるとか、農民の生産した農産物を買ってやるというものはないわけなんです。だから、農協法第十条のそれぞれの事業の範囲の規定というものは、協同組合が行なう事業、たとえば生活あるいは生産物資を買うという行為は、これは購買事業ということになっておるわけですから、農民が主体ですから、農民自身が肥料とか資材を買ってくるわけなんです。売るのはない。だから、いわゆる事業では、これは購買事業ということとで、名前も全購連ということになっておるわけなんです。販売のほうは、農民が生産した農産物とかあるいは畜産物を売る行為というのは、これは販売行為です。売る行為だからね。農民が生産したものを他に売ってやる。そのために、連合会としては全販連というものがあるわけなんです。何か立場を混同して、いかにも農民とメーカーの中間に協同組合というものが所在して、メーカーと価格基準によってきめた価格で、肥料を今度は農民に売ってやる、販売してやるんだというふうな、そういう理解から農業協同組合を扱うということになれば、通産省あたりがそういう間違つた考えで臨むのはいたし方ないけれども、主管大臣である農林大臣が、農協が農家に肥料を売ってやるのだ、農民の生産した農産物を農協が買ってやるのだというふうな認識の上で、一体協同組合というものは所在しておるものであるかどうか。これはあなたと議論するわけではないけれども、そういうお粗末な考え方に

立つてこの法律は実は出ているわけなんです。ですから、この点は明日でも農林大臣がおいでになりましたら、一体協同組合というものは、農民を相手にして商売するものであるかどうか、この点は明らかにしておきたいと思ひますが、きょうは公取委員長から立法上の見解だけ尋ねたわけですから、この程度にしておきます。

午後一時五十二分休憩

○高見委員長 午後三時半から理事会を開くことにいたしました。暫時休憩いたします。

午後三時二十一分開議

○高見委員長 これより会議を開きます。内閣提出にかかる漁業災害補償法案及び角屋堅次郎君外十一名提出にかかる漁業災害補償法案を一括して議題といたします。

この際、漁業災害補償法案審査委員長から、小委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。漁業災害補償法案審査委員長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 ただいま議題となりました両案につきまして、漁業災害補償法案審査小委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

両案につきましては、両案提出までの経緯、本委員会における参考人の意見及び質疑の状況等から見て、両案の問題点は明確になっておりましたので、小委員会において鋭意両案の調整をはかったのであります。その結果、社会

入れて、次のような諸点にわたり政府案を修正することが妥当であるとして、小委員会全員の意見の一致を見た次第であります。

修正案の要旨を申し上げます。

第一点は、漁業共済団体の実施する共済事業のうち、異常部分についての共済責任を政府が保険する制度をすみやかに確立するよう検討することです。

第二点は、国は漁業共済団体の事務費の一部を補助することができるとすることです。

第三点は、政府は、漁業共済団体が行なう共済事業の円滑な運営に支障を生じないよう、適切な措置を講ずることとすめなければならないとするのであります。

第四点は、漁業共済組合に損害評価会を設置する等、漁業共済の損失または損害の認定に関する事項を明らかにすることです。

第五点は、政府は共済限度額を引き上げるための検討をすみやかに行なうようにすることです。

以上が政府案に対する修正案の要旨であります。

以上、御報告申し上げます。

○高見委員長 小委員長長の報告に対する質疑はないようであります。

これにて内閣提出にかかる漁業災害補償法案に対する質疑は終局いたしました。

君。

漁業災害補償法案に対する修正案

漁業災害補償法案の一部を次のように修正する。

第二十三条第一項第五号中「漁業共済事業」を「損失又は損害の認定に関する事項その他漁業共済事業」に改める。

第八十二条第三項中「第九十五条」を「第九十五条第一項」に改める。

第九十五条の見出しを「(共済掛金及び事務費の補助等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができ。

3 国は、前二項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行なう事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

第九十六条の見出し中「補助金」を「共済掛金に係る補助金」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則第二条中「負担区分等」を「負担区分、共済限度額等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の検討は、漁業共済団体の共済責任を保障する事業を政府の事業としてすみやかに実施することを旨として行なわなければならない。

○長谷川(四)委員 私は、自由民主党

党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して、内閣提出にかかる漁業災害補償法案に対し、修正案を提出したいと思ひます。

本修正案については、先ほど私の報告にありましたとおり、小委員会の結論として三党間で意見の一致を見たものであります。

その趣旨につきましては、お手元に配付してあります修正案及び先刻の私の御報告の内容で御了承を願ひたいと存じます。

皆さま全員の御賛成をお願い申し上げます。

○高見委員 修正案に対する質疑の申し出もないようであります。

○高見委員 これより内閣提出にかかる漁業災害補償法案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのではありませんが、別に討論の申し出もないようでありますので、直ちに採決に入ります。

まず、長谷川四郎君提出の修正案について採決いたします。

○高見委員 賛成の諸君の起立を求めます。

○高見委員 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

た。

○高見委員 この際、角屋堅次郎君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨弁明を許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたします。漁業災害補償法案につきまして、附帯決議を付すべきであるとの動議を提出したいと存じます。

まず、案文を朗読いたします。

漁業災害補償法案(内閣提出第一二二三号)に対する附帯決議(案)

政府は、左記事項について、検討を加え、すみやかにこれが実現を図るよう努めなければならない。

一 両三年中に政府の保険事業を実現すること。

二 本法施行前において、政府の委託に基づき実施された漁業共済事業の清算の結果、赤字が生じた場合には、国がその補てんを行ない、漁業共済団体にこの赤字を転嫁しないこと。

三 前号の清算事務が完了した場合、すみやかに任意共済(火災共済、厚生共済)を本法に基づく共済事業とすること。

四 中小漁業者から共済契約の締結の申込みがあった場合において、当該共済契約を締結することが本事業に悪結果を及ぼすと明確に認められる者のみを締結拒否ができるような制度とすること。

五 共済掛金の補助率の引上げ及び漁業共済団体の事務費に対する補助金の増額を図るとともに無事故掛金割引を実施すること。

六 国の保険事業が実施されるまでの間に、漁業共済団体の共済金の支払及び漁業共済基金の貸付金に不足を生じたときは、国の財政で措置すること。

七 不漁準備積立金制度について検討すること。

八 地方税及び印紙税については、これを免税とすること。

以上であります。

重大な附帯決議の内容でありますので、若干趣旨について簡潔に御説明申し上げたいと思ひつております。

第一項の、政府の保険事業を両三年の間に実現するという項目であります。これは、皆さま御承知のとおり、池田総理から、参議院の本院議におけるわが党の代表質問に対して、体制を整備すれば三年を待たずして政府の保険事業を実施したい、こういう意思表明もありました。やはり漁業災害補償法として、真に災害補償の名に値するたためには、共済組合の共済事業、共済組合連合会の再共済事業とともに、政府の保険事業が本文中に加わりまして、三本立てで初めて漁業災害補償法案の名に値するわけであります。私も、私どもとしては、これをすみやかに実現することが本災害補償法案の焦点である、こういう点からいろいろ検討してまいりまして、今日でも参考人の意見を聴取いたしました。踏み切れるわけでありませんが、実施の経過等も勘案をしまして、おそくも両三年中には政府の保険事業を実現する、こういう強い附帯決議を付し、政府の善処を要望しておるところでございます。

第二項の問題は、過去六年にわたって、政府の委託を受けて試験実施が全水共によって実施されてまいったわけでありまして、今日赤字について清算過程にあるわけでありまして、けれども、この赤字があるは一億六千万円以上にのぼるのじゃないか、こういう予測もされておりますが、いずれにいたしましても、この清算で赤字が新しい、新発足する漁業共済団体に転嫁されるというふうなことは、本法に基づく運営に重大な支障がくる。したがって、この問題については、新しい漁業共済団体に赤字を転嫁することなく、この問題を独自として国がその赤字の補てんを行なう、こういう趣旨が第二項の附帯決議の趣旨でございます。

第三項の任意共済の問題については、いま全水共において第二項に基づく赤字の清算過程でございますので、この赤字の債務が完了した場合においては、任意共済も本法の中に加えまして、総合的な漁業災害補償法として運営してもらおう、こういう趣旨で第三項の附帯決議を付しておるわけでございます。

第四項の問題につきましては、八十年の第一項の運営の問題でございますけれども、政府案がシビアに運営される場合には、ややもすると弊害を生ずるおそれもありますので、何といたしても対象になる中小漁業者をあたたく本制度の中に迎えるという趣旨から、ここにも書き加えたように、本事業に悪結果を及ぼすと明確に認められ

るもののみを締結拒否ができるようにいたしました。第八十一條第一項の運営が支障を生じないように考えていかなければならぬという意味でございます。

五項の問題は、共済掛金の補助率の引き上げ、漁業共済団体の事務費に対する補助金の増額の問題であります。が、いますべり出そうとする政府案の掛金の補助、事務費助成等の問題については必ずしも十分ではございません。予算もすでに決定した段階でありますので、この点についてはやむを得ないというふうな考えておりますけれども、当然これは事務費についても先行投資の配慮で充実しなければなりませんし、また掛金についても、特に零細な沿岸漁業者の負担能力というものも考慮して、今後この補助率の引き上げを努力してもらわなければならない。なおまた、今後本法実施後三年、四年とたつてまいりますと、当然無事故掛金の割引の問題が生じてくるわけでありまして、長期にわたって無事故のような中小漁業者の対象に対しては、本法の中に繰り入れて運営をしていくという立場上、無事故掛金の割引は当然実施をしなければならぬわけでありまして、この点を明記いたしましたわけでございます。

第六項の問題につきましては、国が保険事業を実施するまでに今後二、三年が予定されるわけでありますけれども、その間において、たとえば伊勢湾台風であるとか、チリ津波であるとか、昭和二十八八年災害であるとか、そういう大きな災害でなくても、相当程度の災害が発生しますような場合には、今日修正可決をされました政府案

の運営でもってしては、漁業共済団体の運営あるいは漁業共済基金の資本金等に支障がくる場合が当然予想されるわけでありまして、かような場合においては、第六項の附帯決議にも明らかにし、また第九十五条の今回の修正をもつて第三項で明らかにいたしましたように、国の財政でもって措置することが当然必要でありまして、その意味を附帯決議に明らかにしているところでございます。

第七項の不漁準備積立金制度の問題については、本制度の中に入れて考えるべきである、あるいは漁業政策として独自に考えるべきであるという点についての議論があるわけでありまして、すけれども、いずれにいたしましても、本法の中に含めて考えるにせよ、漁業政策として考えるにせよ、かねて中小漁業から待望されております不漁準備積立金制度については、実現の方向で前向きに検討してもらいたい、こういうことが第七項の趣旨でございます。

第八項の地方税及び印紙税の問題につきましても、同じような農業災害補償法における団体のこういう課税の問題と不均衡に現実にはすべり出すことに相なっているわけでありまして、これらと均衡がとれるように今後は正を行なう趣旨でございます。

以上、非常に重要な附帯決議の内容でございますので、若干御説明申し上げますけれども、これらの点については各委員十分御承知のとおりでございます。何とぞ八項目にわたる附帯決議については満場の御賛成をお願いしたいと思います。

○高見委員長 おはかりいたします。角屋堅次郎君外二名の動議のとおり

決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立多数。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議について政府の所信を求めます。松野政務次官。

○松野政府委員 ただいまの附帯決議に對しましては、すみやかに検討を行ないまして、御趣旨に沿うように努力いたします。

○高見委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高見委員長 次会は明二十七日午前十時から開会することとし、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

